

一般廃棄物処理基本計画

令和2年3月

猿 払 村

第1編 ごみ処理基本計画

ごみ処理基本計画 目次

第1章 計画策定の趣旨	1
第1節 計画の目的	1
第2節 本計画の位置づけ	2
第3節 計画目標年次	3
第4節 計画対象区域	3
第2章 猿払村の概況	4
第1節 自然特性	4
第2節 社会特性	7
第3節 将来計画	13
第3章 ごみ処理の現況と課題	15
第1節 ごみ処理の現況把握	15
第2節 ごみ処理の評価	26
第3節 ごみ処理の課題	31
第4章 ごみ処理基本計画	32
第1節 ごみ処理の基本方針	32
第2節 将来ごみ量	35
第3節 排出抑制計画	37
第4節 資源化計画	38
第5節 収集運搬計画	40
第6節 中間処理計画	41
第7節 最終処分計画	42
第8節 関連施策	43
第9節 計画の推進(進行管理)	44

第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画の目的

猿払村(以下、「本村」といいます。)のごみ処理は、減量化・リサイクルを主眼に、燃やせるごみは南宗谷衛生施設組合において焼却処理、生ごみはメタン発酵処理、缶・びん・ペットボトル等の資源物(資源ごみのうちの生ごみ以外の資源ごみを示し、以下同様とします。)は資源化処理、燃やせないごみ及び粗大ごみは埋立処分する方法で行っています。

北海道は、循環型社会^{※1}の形成を加速させるための具体的な指針として策定した「北海道循環型社会形成推進基本計画」を平成27年3月に改訂し、この基本計画の廃棄物の排出抑制、適正な循環の利用及び適正処分に関する個別計画として位置付けている「北海道廃棄物処理計画」が平成27年3月に改訂されました。

また、国は、平成12年の「循環型社会形成推進基本法」の制定後、各種リサイクル関連法の整備・改正を行い、平成30年6月に「第四次循環型社会推進基本計画」を策定し、第三次循環基本計画で掲げた「質」にも着目した循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との統合的取組等を引き続き中核的な事項として重視しつつ、さらに、経済的側面や社会的側面にも視野を広げています。「持続可能な社会づくりとの統合的取組」、「多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化」、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「適正処理の更なる推進と環境再生」、「万全な災害廃棄物処理体制の構築」、「適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進」、「循環分野における基盤整備」の7つの方向性を示し、各主体との連携の下、環境保全を前提とし、3Rの推進など国内外における循環型社会の形成を推進する総合的な施策を政府全体で一体的に実行していくこととしています。

本計画は、国や道の動向や、現在の本村のごみ処理の状況を踏まえ、ごみ処理関連法令の主旨に則り、「循環型社会」の構築を大きな目標として捉え、自主的かつ積極的に取り組んでいくため、今後のごみ処理の展望・方針等を明らかにするためのものであります。

なお、本計画は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」といいます。)第6条第1項に定める一般廃棄物処理計画のうち、ごみ処理に関する長期計画に位置付けられる計画です。

※1 循環型社会：天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会。

第2節 本計画の位置づけ

本計画は、ごみの発生・排出抑制から再資源化、収集・運搬、中間処理、最終処分に至るごみ処理に関するすべてを包括するものであり、将来に亘って、計画的かつ適正にごみ処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものです。

また、本計画は、上位計画である「猿払村総合計画」、「猿払村の事務・事業に関する実行計画(地球温暖化対策)」及び、関連する北海道の各種計画等と整合を図って策定しています。

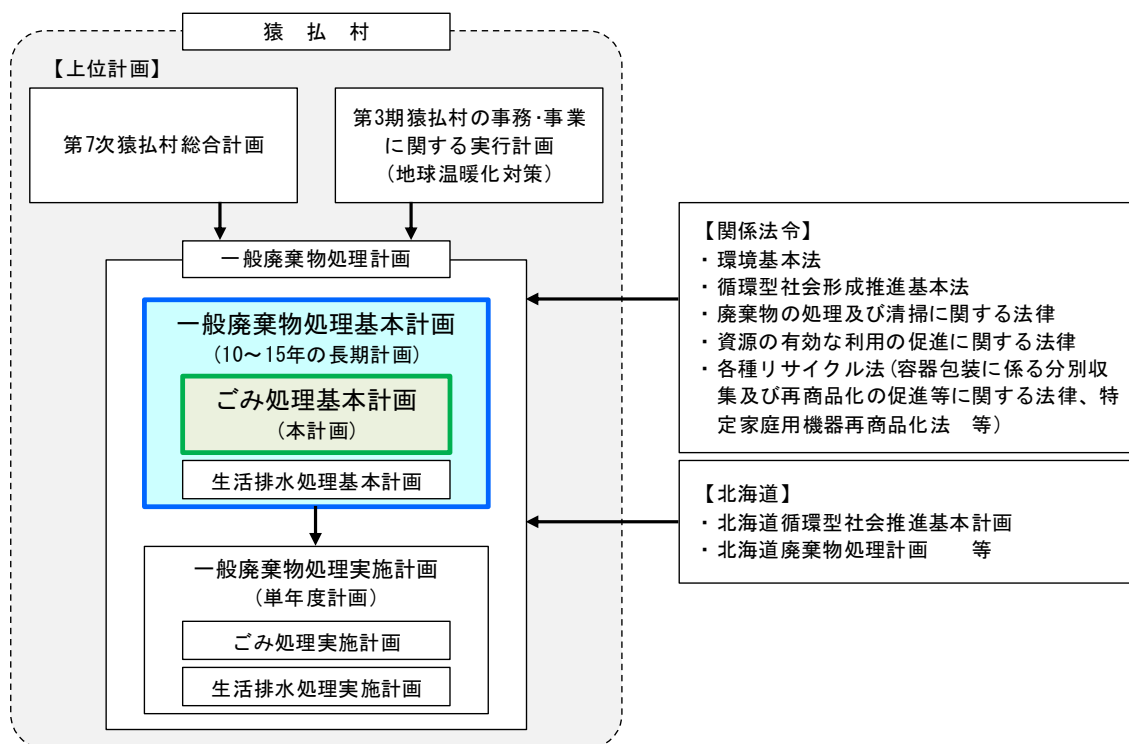


図 1-1 本計画の位置づけ

第3節 計画目標年次

ごみ処理基本計画の目標年次は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づくごみ処理基本計画の策定に当たっての指針について(平成20年6月19日付け環廃対発第080619001号：環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長)」において計画策定時から10～15年後を目安とされています。したがって、本計画においても令和2年度を計画の開始として、15年後にあたる令和16年度までを計画期間とします。

なお、社会情勢やごみ処理を取り巻く環境の変化を考慮し、5年ごとに中間目標年次を設定し、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
内容	計画策定年次	第1期				中間目標年次	第2期				中間目標年次	第3期				計画目標年次

図 1-2 計画目標年次の設定

第4節 計画対象区域

本計画の対象区域は、本村全域とします。

第2章 猿払村の概況

第1節 自然特性

1. 位置・地勢

本村は「日本最北の村」として、北海道の最北部にあたる宗谷総合振興局管内のほぼ中央に位置し、カナダのモントリオールとほぼ同じ緯度にあたります。

本村の東は、オホーツク海の海岸線、西は丘陵性山地を境に豊富町、南は幌延町、浜頓別町、北は稚内市に隣接しています。

面積は589.97km²で、東北に約29km、南北に約34kmであり、道内の村で一番大きな面積を有しています。

表 2-1 位置・広ぼう^{※2}

位置				広ぼう		面積
経度(東経)		緯度(北緯)		東西	南北	
西端	141° 57' 32"	南端	45° 03' 03"	28.6km	34.4km	589.97km ²
東端	142° 20' 42"	北端	45° 24' 08"			

資料：位置及び面積 国土交通省国土地理院データ、広ぼう 猿払村HP



図 2-1 本村位置図

※2 広ぼう：各両極端の緯線(南北)、経線(東西)間の垂直距離。

2. 地形

本村は、総面積約590km²の約8割が山林や原野であり、手つかずの自然が多く残っています。東部は、約33kmの海岸線を通じて豊富な水産資源を誇るオホーツク海を臨み、西・北・南部は、背梁を低下しながら幌尻山・エタンパック山を中心に、標高200mから400m前後の宗谷丘陵が連なっています。中央部から東部にかけては、広大な耕地や原野が広がっており、役場所在地の鬼志別を中心として大小11の集落が形成されています。

3. 水象

本村の主要河川は宗谷丘陵を水源として猿払川、知来別川、猿骨川、鬼志別川など6水系です。これらの河川は、高低差が小さく、緩やかな流速で屈曲しながらオホーツク海に注いでおり、下流域にはポロ沼、カムイト沼、モケウニ沼などの大小の沼や湿原を形成しています。

4. 気象

本村の気象は、3月中旬を過ぎる頃からシベリヤ大陸の高気圧が衰えて、北西の冷たく厳しい吹雪の日が少なくなり、4月には融雪が一気に進み、平野部では雪の姿は消えます。その後5月から6月には移動性高気圧の影響を受け、比較的天候は安定しますが、空気は乾燥します。

7月から8月にかけては、北太平洋高気圧の圏内に入り、気温も次第に高くなり、時には30℃近くまで気温が上がることもありますが、オホーツク海高気圧が強まり停滞すると長期間にわたって低温の湿潤な天候が続き、夏期高温期間が短い夏となります。

9月の中旬を過ぎる頃、秋は駆け足で近づき、朝夕は急激に涼しくなり、山間部では、紅葉がはじまります。このころからシベリヤ大陸からの寒冷な高気圧の兆しが見られるようになり、雷雨の発生とともに降水量が最も多い時期となります。10月下旬から11月上旬には、初雪が観測される年もあり冬間近となります。

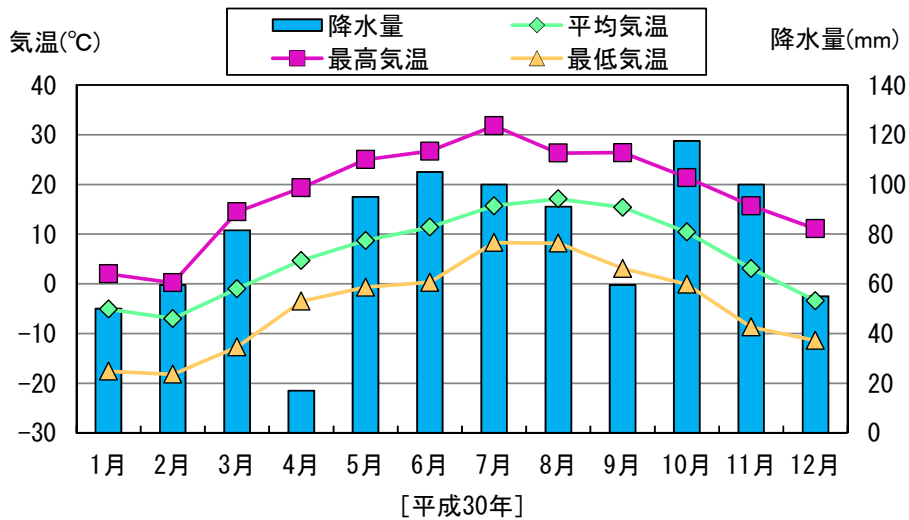
12月に入ると西高東低の冬型の気圧配置の日が多く、本格的な冬の到来となります。年末から2月までの期間には、南極のブリザードを思わせる吹雪も数回あります。積雪量は150cmを越す年もありますが、平年は100cm前後となっています。また、2月から3月にかけて流氷が接岸すると冷え込みが強くなり、最低気温が氷点下20℃を超える厳寒の日もあります。

平成30年の平均気温は5.8℃、降水量は931mm、平均風速は4.9m/sとなっています。

表 2-2 気象状況

年・月	気温(°C)			降水量 (mm)	風速(m/s)		
	平均	最高	最低		平均	最大	
平成26年	5.5	28.7	-21.2	835.0	4.7	22.7	
平成27年	6.5	28.5	-19.5	899.0	5.0	22.4	
平成28年	5.2	28.9	-17.8	1,155.5	4.8	23.1	
平成29年	5.5	27.8	-17.8	871.5	4.9	22.9	
平成30年	5.8	31.8	-18.2	931.0	4.9	21.1	
平成30年	1月	-5.1	2.0	-17.6	50.0	5.5	20.2
	2月	-7.0	0.2	-18.2	59.5	5.4	20.9
	3月	-1.0	14.5	-12.7	81.5	5.8	20.7
	4月	4.7	19.3	-3.5	17.0	5.5	16.0
	5月	8.7	25.0	-0.7	95.0	4.5	17.6
	6月	11.4	26.7	0.3	105.0	5.3	16.1
	7月	15.7	31.8	8.3	100.0	4.6	13.8
	8月	17.1	26.3	8.2	91.0	5.0	14.0
	9月	15.4	26.4	3.1	59.5	4.2	21.1
	10月	10.4	21.4	-0.1	117.5	4.4	17.8
	11月	3.1	15.7	-8.7	100.0	3.8	13.4
	12月	-3.4	11.1	-11.4	55.0	4.7	13.7

資料：気象庁 気象観測データ(浜鬼志別地域気象観測所)



資料：気象庁 気象観測データ(浜鬼志別地域気象観測所)

図 2-2 月別気温・降水量(平成30年)

5. 動植物

本村は、総面積の約8割が山林で占められているほか、北オホーツク道立自然公園の中心部に位置し、海岸線沿いのモケウニ沼、カムイト沼やエサヌカ原生花園をはじめとする、湖沼、湿地、原生花園等の豊かな自然が守られています。

また、村の中を流れる猿払川、知来別川、猿骨川、鬼志別川の4河川には、日本最大級の淡水魚で、現在、絶滅の恐れが極めて高い絶滅危惧種に指定されている希少魚種イトウが生息しています。

第2節 社会特性

1. 人口・世帯数

過去10年間の人口及び世帯数の推移を表 2-3、図 2-3に示します。

本村の人口は、微増する年はあるものの、全体として微減傾向にあります。平成22年の国勢調査時の人口は、2,825人となっています。

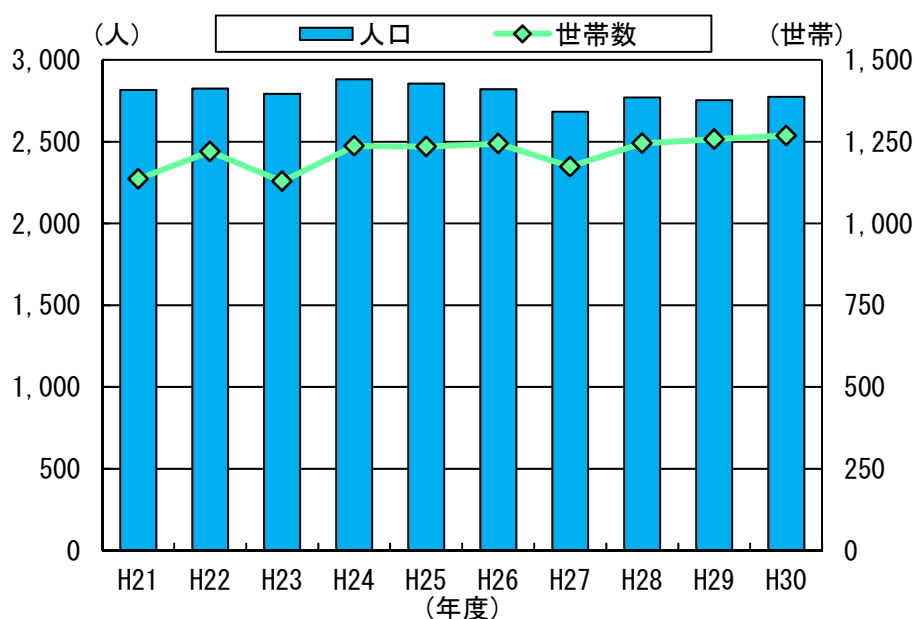
一方、世帯数は、1,100～1,200世帯で増減を繰り返しており、平成22年の国勢調査時には1,220世帯となっています。1世帯当たりの人数は減少しており、核家族世帯、一人暮らし世帯が増えていると考えられます。

また、本村の人口構造は図2-2-2に示すように、男性は50～54歳、女性は20～24歳の年齢層が最も多くなっています。

表 2-3 人口・世帯数の推移

年度	人口(人)			増減	世帯数 (世帯)	1世帯当 り人口
	男	女	合計			
H21	1,380	1,438	2,818	-	1,136	1.2
H22	1,344	1,481	2,825	7	1,220	1.1
H23	1,366	1,427	2,793	-32	1,129	1.2
H24	1,388	1,493	2,881	88	1,237	1.1
H25	1,381	1,475	2,856	-25	1,235	1.1
H26	1,356	1,465	2,821	-35	1,244	1.1
H27	1,282	1,402	2,684	-137	1,174	1.1
H28	1,345	1,425	2,770	86	1,245	1.1
H29	1,346	1,409	2,755	-15	1,258	1.1
H30	1,360	1,414	2,774	19	1,269	1.1

資料：H22&27国勢調査・他9月末(住金基本台帳(平成24年度から外国人住民数含む))



資料：H22&27国勢調査・他9月末(住金基本台帳(平成24年度から外国人住民数含む))

図 2-3 人口・世帯数の推移

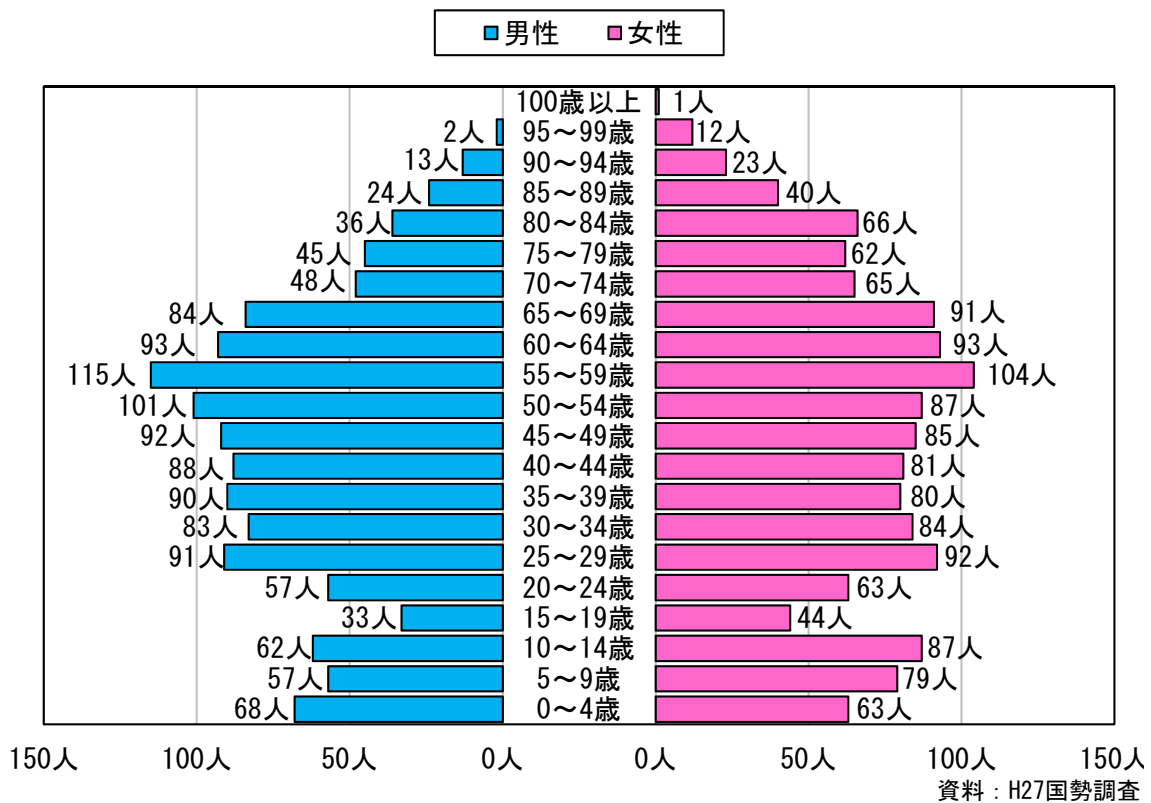


図 2-4 人口構造(平成27年)

2. 産業動向

本村は、農業、漁業が基幹産業となっています。本村の農業は、村内の広大な農地のほとんどが牧草畑で、村営牧場を中心とする酪農専業地帯が広がっています。近年は、農作業の分業化を推進し、コントラクター^{※3}やTMRセンター^{※4}を中心に経営の近代化・農地の集積・後継者対策に努め、更なる経営の安定を目指しています。後継者育成については、酪農ヘルパー制度の拡充、実習生の受け入れの推進、酪農家同士の情報交換、農村花嫁対策などの充実を図ると共に、積極的に新規就農者の受け入れ体制の整備に取り組んでいます。

本村の漁業はかつて、資源枯渇による苦難の時代を経験しました。しかし、漁場造成や孵化・放流・育成事業など、漁業者と村が一体となって資源管理型漁業への転換に力を注ぎ、豊かなオホーツクの漁場を再び取り戻しました。現在、本村の天然ほたて貝の水揚量は、日本一を誇るまでに安定成長を重ね、毛ガニやサケ、マスと同様にオホーツク海の大自然の恩恵を受けた「さるふつブランド」として、本村の産業振興に大きな貢献をしています。

※3 コントラクター：牧草・飼料作物の栽培、収穫・調製、たい肥散布等の作業を畜産農家から受託する組織。

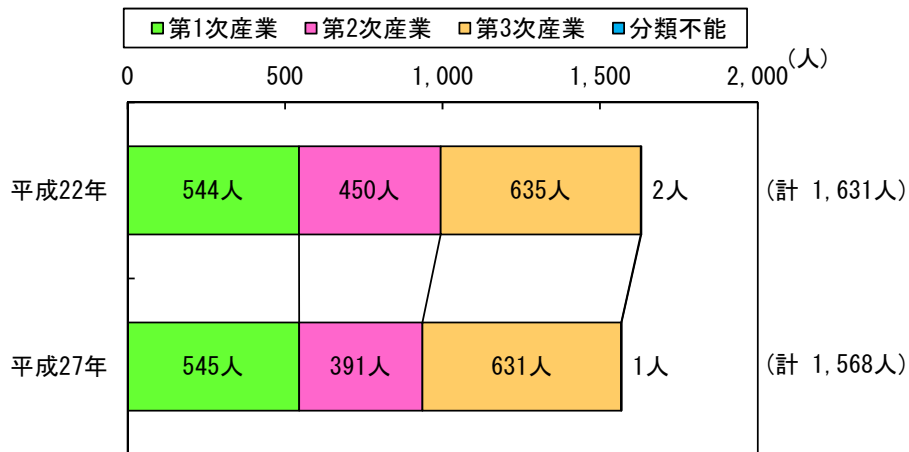
※4 TMRセンター：粗飼料と濃厚飼料等を適切な割合で混合し、乳牛の養分要求量に合うように調製した飼料(TMR：Total Mixed Rations)を地域の酪農家に供給する組織。

表 2-4 産業別就業人口

産業分類	平成22年		平成27年	
	就業人口 (人)	構成比 (%)	就業人口 (人)	構成比 (%)
総数	1,631	100.0%	1,568	100.0%
第1次産業	544	33.4%	545	34.8%
農業	196	12.0%	210	13.4%
林業	2	0.1%	2	0.1%
漁業	346	21.2%	333	21.2%
第2次産業	450	27.6%	391	24.9%
鉱業・採石業・砂利採取業	-	-	-	-
建設業	111	6.8%	94	6.0%
製造業	339	20.8%	297	18.9%
第3次産業	635	38.9%	631	40.2%
電気・ガス・熱供給・水道業	4	0.2%	6	0.4%
情報通信業	3	0.2%	2	0.1%
運輸業・郵便業	37	2.3%	28	1.8%
卸売業・小売業	79	4.8%	73	4.7%
金融業・保険業	6	0.4%	12	0.8%
不動産業・物品賃貸業	1	0.1%	-	-
学術研究・専門・技術サービス業	7	0.4%	11	0.7%
宿泊業・飲食サービス業	43	2.6%	47	3.0%
生活関連サービス業・娯楽業	16	1.0%	15	1.0%
教育・学習支援業	60	3.7%	74	4.7%
医療・福祉	129	7.9%	130	8.3%
複合サービス業	94	5.8%	89	5.7%
サービス業(他に分類されないもの)	74	4.5%	55	3.5%
公務(他に分類されないもの)	82	5.0%	89	5.7%
分類不能	2	0.1%	1	0.1%

※構成比は四捨五入により合計と内訳が一致しない場合があります。

資料：H27国勢調査



資料：H22&27国勢調査

図 2-5 産業別就業人口

3. 土地利用

本村は総面積約590km²を有しています。そのうち、山林その他が占める割合が非常に高く、総面積の36.3%を占めています。次いで、畑が10.6%、原野が8.9%となっています。

表 2-5 土地利用の状況

区分	総面積	畑	宅地	山林	牧場	原野	雑種地	その他
面積 (km ²)	589.97	62.49	2.16	213.94	6.28	52.32	3.19	249.60
構成比 (%)	100.0%	10.6%	0.4%	36.3%	1.1%	8.9%	0.5%	42.3%

資料：第126回(H31)北海道統計書

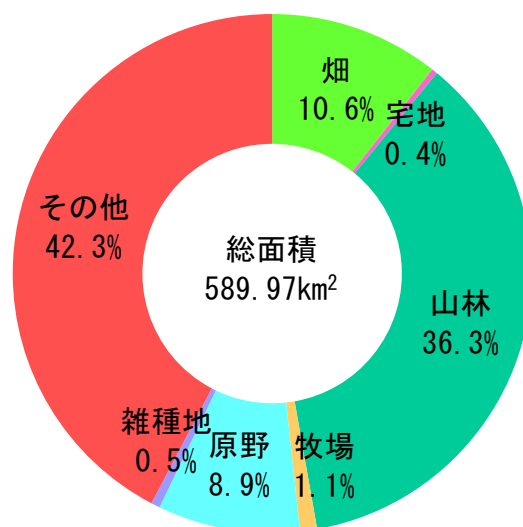


図 2-6 土地利用状況

4. 交通

本村の主要道路は、国道238号線がオホーツク海沿いを南北に縦断するほか、道道豊富浜頓別線や道道豊富猿払線等が東西に横断しており、道東、道央を結ぶ重要な路線として大きな役割を果たしています。

本村は、旧JR天北線から転換された路線バス及びデマンド交通^{※5}が地域の公共交通として生活を支えています。集落の点在による公共交通空白地域もあり、これらを解消するため、村内の高齢者や身障者などを対象とした福祉輸送事業も実施されています。

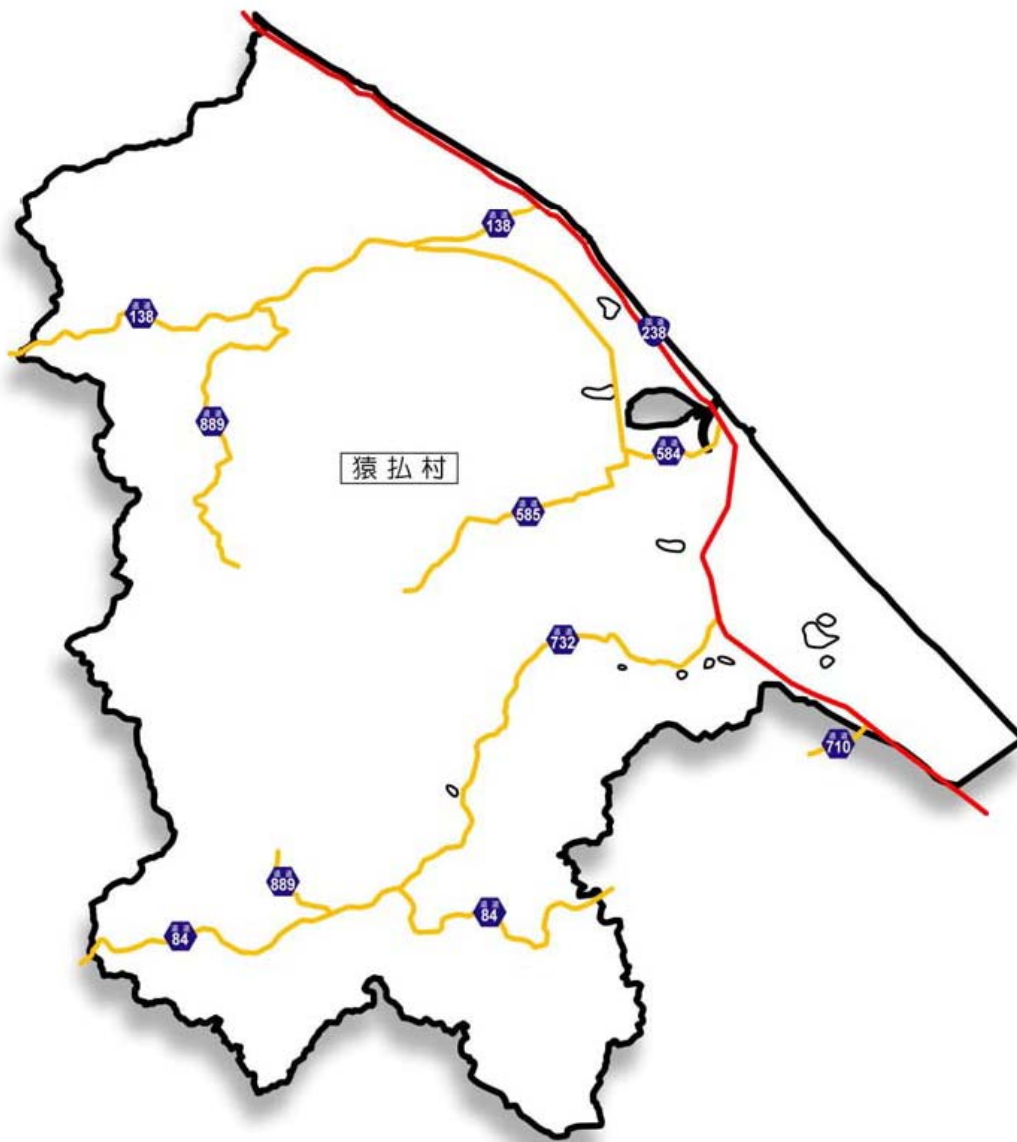


図 2-7 土地利用状況

※5 デマンド交通：利用者それぞれの希望時間帯、乗降場所などの要望(デマンド)に応える、新たな公共交通サービスで、タクシーの便利さをバス並みの料金で提供する。

5. 主な社会資本

本村における主な社会資本の状況を表 2-6に示します。

表 2-6 主な社会資本の状況

区分	主な施設等	
村役場	猿払村役場本庁舎	
生涯学習文化施設	猿払村農村環境改善センター 猿払村老人憩いの家 猿払村郷土資料館	
集会施設	猿払村生活改善センター 自治会集会施設 9カ所	
スポーツ施設	猿払村スポーツセンター 猿払村山村広場 猿払村柔剣道場	猿払村営球場 猿払村営プール 猿払村営スキー場
公園	7カ所	
住宅	村営住宅	
医療	猿払村国民健康保険病院	
社会福祉施設	保育所 2カ所 猿払村保健福祉総合センター 猿払村小規模多機能型居宅介護施設・地域交流施設 楽楽心	
学校	小学校 4校 中学校 1校	
上水道	簡易水道普及率 100%	
下水道	漁業集落排水 3地区 農業集落排水 1地区 汚水排水処理人口普及率 94.0%(令和元年3月末)	

第3節 将来計画

1. 第7次猿払村総合計画

本村では、第7次猿払村総合計画を平成28年3月に策定しました。以下に、総合計画に定められたごみ処理に関する施策の概要を示します。

表 2-7 第7次猿払村総合計画の概要

計画の名称		第7次猿払村総合計画									
計画期間		平成28年度～令和7年度(10年間)									
基本構想	まちづくりのテーマ	さらなる豊かさの追求 村民一人ひとりの暮らし、なりわい、自然、村全体、そして、こころも豊かにする									
	将来像	豊かな産業がある村～仕事づくり～ 村民の豊かな暮らしを支える環境がある村～環境づくり～ 心豊かでステキな人がいる村～人づくり～									
ごみ処理関連施策		<p>◆基本方針と主要な取組み 基本方針：ごみの減量化と適正処理の推進 主要な取組み：村内のごみ減量と適正な処理に努めます。 (1) 一般廃棄物最終処理場の計画的な検討 (2) ごみ減量化及びリサイクルへの意識向上に向けた普及啓発</p> <p>◆村民及び事業者のかかわり方 村民：ごみの正しい分別収集への協力 事業者：ごみの減量化に向けた協力 温室効果ガス排出量の削減の取組み</p> <p>◆成果指標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>現状値</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ごみの排出量の削減</td> <td>1,215t</td> <td>↓t</td> </tr> <tr> <td>CO₂排出量の削減</td> <td>1.57t/人</td> <td>1.50/人</td> </tr> </tbody> </table>	区分	現状値	目標値	ごみの排出量の削減	1,215t	↓t	CO ₂ 排出量の削減	1.57t/人	1.50/人
区分	現状値	目標値									
ごみの排出量の削減	1,215t	↓t									
CO ₂ 排出量の削減	1.57t/人	1.50/人									

資料：第7次猿払村総合計画

2. 猿払村地球温暖化対策地域推進計画

本村では、第3期猿払村の事務・事業に関する実行計画を平成28年8月に策定しました。以下に、第3期猿払村の事務・事業に関する実行計画に定められたごみ処理に関する施策の概要を示します。

表 2-8 第3期猿払村の事務・事業に関する実行計画の概要

計画の名称		第3期猿払村の事務・事業に関する実行計画						
計画期間		平成28年度～令和2年度(5年間)						
計画の目標		令和2年度の二酸化炭素排出量を4,308t-CO ₂ に削減(平成27年度：4,487t-CO ₂ に対して4%削減)						
基本構想	まちづくりのテーマ	さらなる豊かさの追求 村民一人ひとりの暮らし、なりわい、自然、村全体、そして、こころも豊かにする						
	将来像	豊かな産業がある村～仕事づくり～ 村民の豊かな暮らしを支える環境がある村～環境づくり～ 心豊かでステキな人がいる村～人づくり～						
ごみ処理関連施策		◆廃棄にあたっての配慮 基本的考え方 □廃棄物となるものを極力少なくするように努めます。 □廃棄物となったものは資源化・リサイクルを図ります。						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>施策の種類</th> <th>施策の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発生抑制</td> <td>○計画的な物品等の購入をします。 ・物品等の在庫量を把握し、必要量のみ購入します。 ○使い捨て商品の購入・使用を抑制します。 ○詰め替え商品の購入・使用を促進します。 ○廃棄する用紙の削減を図ります。</td> </tr> <tr> <td>資源化・リサイクル</td> <td>○用紙の再資源化を徹底します。 ・回収ボックス等を設置して分別回収を行います。 ・資源化に適さない禁忌品を混合しないようにします。 ○容器包装廃棄物の分別を適切に行います。 ○トナーカートリッジの回収をします。 ○廃棄する用紙の削減を図ります。</td> </tr> </tbody> </table>	施策の種類	施策の内容	発生抑制	○計画的な物品等の購入をします。 ・物品等の在庫量を把握し、必要量のみ購入します。 ○使い捨て商品の購入・使用を抑制します。 ○詰め替え商品の購入・使用を促進します。 ○廃棄する用紙の削減を図ります。	資源化・リサイクル	○用紙の再資源化を徹底します。 ・回収ボックス等を設置して分別回収を行います。 ・資源化に適さない禁忌品を混合しないようにします。 ○容器包装廃棄物の分別を適切に行います。 ○トナーカートリッジの回収をします。 ○廃棄する用紙の削減を図ります。
		施策の種類	施策の内容					
発生抑制	○計画的な物品等の購入をします。 ・物品等の在庫量を把握し、必要量のみ購入します。 ○使い捨て商品の購入・使用を抑制します。 ○詰め替え商品の購入・使用を促進します。 ○廃棄する用紙の削減を図ります。							
資源化・リサイクル	○用紙の再資源化を徹底します。 ・回収ボックス等を設置して分別回収を行います。 ・資源化に適さない禁忌品を混合しないようにします。 ○容器包装廃棄物の分別を適切に行います。 ○トナーカートリッジの回収をします。 ○廃棄する用紙の削減を図ります。							

資料：第3期猿払村の事務・事業に関する実行計画

第3章 ごみ処理の現況と課題

第1節 ごみ処理の現況把握

1. ごみ処理フロー

本村のごみ処理フローを図 3-1に示します。

本村では、「燃やせるごみ」及び「生ごみ」の処理を南宗谷衛生施設組合(以下、「組合」といいます。)に委託しています。「燃やせるごみ」については、南宗谷クリーンセンター・廃棄物処理施設で焼却処理を、「生ごみ」については、南宗谷クリーンセンター・汚泥再生処理施設でメタン発酵^{※6}処理を行います。

また、「資源物」については、猿払村リサイクルセンターで選別・圧縮処理を行い、「燃やせないごみ」及び「粗大ごみ」については、猿払村一般廃棄物最終処分場で埋立処分しています。

なお、「粗大ごみ」について、平成30年度から、南地区と北地区の一部が南宗谷クリーンセンター・廃棄物処理施設へ搬入し、一部は焼却灰として処理しており、さらに、猿払村一般廃棄物最終処分場にて、自転車等の鉄分を手選別により回収しています。

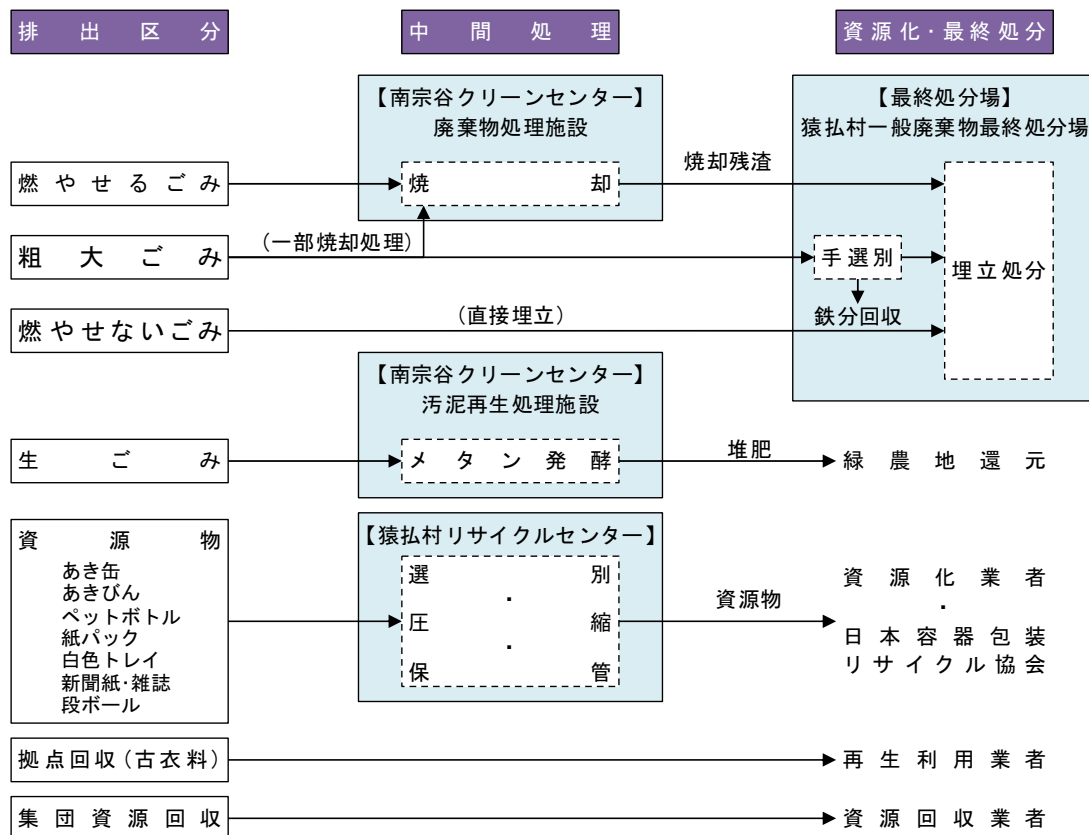


図 3-1 ごみ処理フロー

※6 メタン発酵：生ごみなどの有機物を嫌気状態（酸素のない状態）におくことで、微生物の作用によりメタンを主成分とするバイオガスを発生させる技術。

2. ごみ処理体制

(1) ごみの分別

1) 分別収集区分

本村のごみの分別収集区分は、表 3-1に示すように、「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「粗大ごみ」、「資源ごみ」の大きく4区分に分類し、さらに排出時には「資源ごみ」を8区分に分けることとなっています。なお、本村では家庭生活から生じたごみと、事業活動に伴って生じたごみを同じ収集方法で回収しています。

表 3-1 ごみの分別収集区分

分別区分		ごみの種類
燃やせるごみ		紙くず等、木くず等、布くず等、皮革類・ゴム類、天ぶらの廃油、市販のペットの砂、プラスチック・ビニール類
燃やせないごみ※		せともの、木と金属・金属とプラスチックの合体等のもの、
粗大ごみ		家具類などの大型ごみ
資源ごみ	生ごみ	野菜くず、果物の皮・食べ残し、魚・肉の食べ残し、缶詰類の食べ残し、調理くず、茶殻、コーヒー殻等、腐敗した野菜類
	あき缶	飲料品のアルミ缶・スチール缶
	あきびん	飲料品・食料品のびん
	ペットボトル	飲料品・しょうゆ用のペットボトル(キャップ、ラベルは外す)
	紙パック	牛乳・ジュース類の紙パック
	白色トレイ	肉・魚・野菜・くだもの等の白色トレイ
	新聞紙・雑誌	新聞紙、チラシ、雑誌、販売用カタログ
	段ボール	段ボール(防水加工しているものは除く)

※収集時の火災の防止などのため、令和元年度より、主にパッカー車で収集している地区(鬼志別・知来別・浜鬼志別・浜猿弘の市街地)において、スプレー缶・カセットボンベなどの分別収集を順次開始しています。

(2) 分別収集方法

令和元年度現在のごみの分別収集方法を表 3-2に示します。

表 3-2 ごみの分別収集方法

分別区分	排出方法	収集方法	収集頻度	
燃やせるごみ	指定専用袋	ごみステーション方式	週1・2回	
燃やせないごみ	指定専用袋		月3回・週1回	
粗大ごみ	—		月1回	
資源ごみ	生ごみ		指定専用袋	週2回
	あき缶		指定専用袋	週1回
	あきびん		指定専用袋	
	ペットボトル		指定専用袋	
	紙パック		指定専用袋	
	白色トレイ	指定専用袋		
	新聞紙・雑誌	指定専用袋	週1回	
段ボール	指定専用袋			

※収集回数は収集地区により異なります。

(3) 村で処理しないごみ

表 3-3に示すごみについては、本村及び組合のごみ処理施設では処理を行いません。

表 3-3 村で処理しないごみ及びその処分方法

収集しないごみ	内容	処分方法
家電リサイクル対象製品	テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機	販売店、小売店が引取、指定引取先に搬入
パソコンリサイクル対象製品	デスクトップパソコン、ノートパソコン、ディスプレイ	メーカーに引取を申し込み
タイヤ、バッテリー	タイヤ、バッテリー	販売店、専門業者に依頼

(4) 収集運搬

ごみの収集運搬は、生ごみについては、組合が収集運搬を行っています。その他の廃棄物の収集運搬は、民間事業者(1社)へ委託しています。

ごみ収集運搬機材については、村が所有している塵芥収集車1台、資源収集車2台を民間事業者に貸し出しています。

表 3-4 ごみ収集運搬機材

	台数	収集ごみの種類	備考
塵芥収集車	1台	燃やせるごみ、燃やせないごみ	最大積載量：1,550kg
資源収集車	2台	資源ごみ	最大積載量：3,200kg 2,900kg

(5) ごみ処理手数料

本村のごみ処理手数料(ごみ専用袋売払料金)を表 3-5に示します。

表 3-5 ごみ処理手数料

分別区分	袋の種類	金額/枚数	
燃やせるごみ	燃やせるごみ(大)	450円/10枚	
	燃やせるごみ(小)	500円/20枚	
燃やせないごみ	燃やせないごみ(大)	450円/10枚	
	燃やせないごみ(小)	500円/20枚	
粗大ごみ	—	無料	
資源ごみ	生ごみ	生ごみ 5リットル	150円/10枚
		生ごみ 10リットル	180円/10枚
		生ごみ 15リットル	300円/10枚
	あき缶	あきかん	250円/10枚
	あきびん	あきびん	250円/10枚
	ペットボトル	ペットボトル	250円/10枚
	紙パック	紙パック	250円/10枚
	白色トレイ	白色トレイ	250円/10枚
	新聞紙・雑誌	雑誌・新聞	250円/10枚
段ボール	段ボール	450円/10枚	

(6) ごみ処理経費

過去5年間のごみ処理経費を表 3-6及び図 3-2に示します。

本村のごみ処理経費は年間1.0億円～1.3億円程度であり、そのうち「組合分担金」(南宗谷衛生施設組合)が最も多く、約30%を占めています。平成30年度におけるごみ1t当たり
の処理経費は約11万1千円、人口1人当たりのごみ処理経費は約4万9千円となっています。

表 3-6 ごみ処理経費

区分		単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
建設・改良費		千円/年	0	0	0	0	0
処理及び維持管理費	人件費	千円/年	8,714	8,738	8,772	9,679	8,884
	一般職	千円/年	8,714	8,738	8,772	9,679	8,884
	技能職	千円/年	0	0	0	0	0
	収集運搬	千円/年	0	0	0	0	0
	中間処理	千円/年	0	0	0	0	0
	最終処分	千円/年	0	0	0	0	0
	処理費	千円/年	2,592	443	663	480	1,174
	収集運搬費	千円/年	2,592	443	663	480	1,174
	中間処理費	千円/年	2,603	4,212	3,299	4,734	4,747
	最終処分費	千円/年	2,012	2,062	1,893	2,978	6,097
	車両等購入費	千円/年	0	0	0	0	15,012
	委託費	千円/年	28,658	29,152	31,326	30,635	31,623
	収集運搬費	千円/年	28,658	29,152	31,326	30,635	31,623
	中間処理費	千円/年	3,318	3,365	3,565	3,501	3,593
最終処分費	千円/年	19,704	19,656	20,130	22,949	21,416	
その他	千円/年	0	0	0	0	0	
(組合分担金)	千円/年	34,890	34,878	36,608	38,140	41,755	
調査研究費	千円/年	0	0	0	0	0	
小計	千円/年	102,491	102,506	106,256	113,096	134,301	
その他	千円/年	0	0	0	0	0	
合計	千円/年	102,491	102,506	106,256	113,096	134,301	
ごみ総排出量	t/年	1,281.82	1,235.52	1,212.34	1,196.23	1,209.63	
ごみ1t当たりごみ処理経費	円/t・年	79,957	82,966	87,646	94,544	111,026	
行政区域内人口	人	2,792	2,769	2,725	2,720	2,715	
1人当たりごみ処理経費	円/人・年	36,709	37,019	38,993	41,579	49,466	

※行政区域内人口は、住民基本台帳(平成24年度から外国人住民数含む)年度3月末値としています。

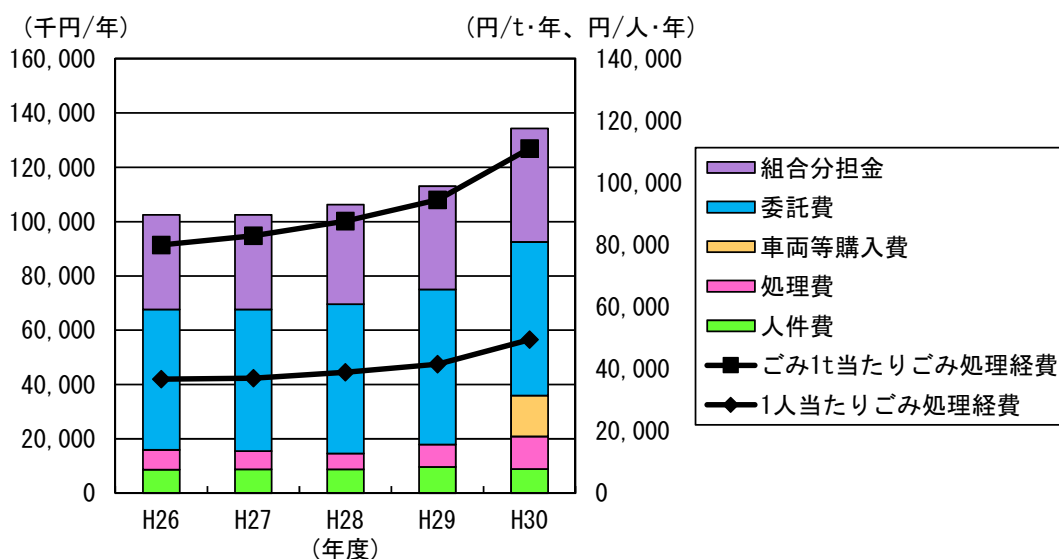


図 3-2 ごみ処理経費

(7) ごみ処理・処分施設

本村では、リサイクルセンターと最終処分場を保有しています。リサイクルセンターの概要を表 3-7に、最終処分場の概要を表 3-8に示します。

また、本村が燃やせるごみ及び生ごみの中間処理を委託している南宗谷クリーンセンター(廃棄物処理施設及び汚泥再生処理施設)の概要を表 3-9、表 3-10に示します。

表 3-7 リサイクルセンターの概要

項目	施設概要
施設名称	猿払村リサイクルセンター
所在地	猿払村浅茅野336番地21
稼働年	平成10年度
処理能力	選別、圧縮・保管：2t/日
処理対象廃棄物	あき缶、あきびん、ペットボトル、紙パック、白色トレイ、新聞紙・雑誌、段ボール

表 3-8 最終処分場の概要

項目	施設概要
施設名称	猿払村一般廃棄物最終処分場
所在地	猿払村鬼志別北町233番地
埋立開始年月	平成10年4月
埋立面積	7,950m ²
埋立容量	24,041m ³
浸出水処理施設	処理能力：20m ³ /日 浸出水調整池：容量664m ³
埋立対象廃棄物	不燃ごみ、粗大ごみ、焼却残渣

表 3-9 南宗谷クリーンセンター(廃棄物処理施設)の概要

項目	施設概要	
施設名称	南宗谷クリーンセンター・廃棄物処理施設	
所在地	枝幸郡浜頓別町智福2丁目13番地	
運転管理	直営、一部委託	
竣工年月	平成14年11月	
処理能力	22t/日(11t/16hr×2炉)	
焼却対象物	家庭系・事業系の可燃ごみ、家庭系・事業系の可燃性粗大ごみ、家庭系の不燃性粗大ごみ中の可燃分	
設備仕様	炉型式	准連続燃焼式
	燃焼方式	ストーカ式
	排ガス冷却設備	水噴射、熱交換式(間接空冷式)
	排ガス処理設備	消石灰・活性炭吹込み、バグフィルタ
	集じん灰処理設備	キレート処理

表 3-10 南宗谷クリーンセンター(汚泥再生処理施設)の概要

項目		施設概要
施設名称		南宗谷クリーンセンター・汚泥再生処理施設
所在地		枝幸郡浜頓別町智福2丁目13番地(廃棄物処理施設に隣接)
運転管理		直営、一部委託
竣工年月		平成15年3月
処理能力		10t/日(生ごみ)
焼却対象物		家庭系・事業系の生ごみ
設備仕様	処理方式	高温メタン発酵式(メビウスシステム)
	メタン発酵設備	ミックスセパレータ、ツインリアクター
	メタンガス利用設備	デュアルフューエル式発電機、蒸気ボイラー
	汚泥堆肥化設備	遠心脱水機、横型回転ドラム式乾燥機、熟成ヤード

3. ごみ処理の実績

(1) ごみの種類別発生量

本村における過去5年間のごみ排出量の推移を表 3-11、図 3-3に示します。

ごみ総排出量、1人1日当たりごみ総排出量ともに、平成29年度までは減少傾向にありましたが、平成30年度には増加しており、平成30年度の1人1日当たりごみ総排出量は1,221g/人・日となっています。

表 3-11 ごみの種類別排出量

区分	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
行政区域内人口	人	2,792	2,769	2,725	2,720	2,715
ごみ総排出量	t/年	1,281.82	1,235.52	1,212.34	1,196.23	1,209.63
燃やせるごみ	t/年	541.94	516.06	524.64	521.00	543.75
燃やせないごみ	t/年	117.67	121.84	121.91	120.04	109.33
粗大ごみ	t/年	117.61	105.95	98.67	90.63	99.59
生ごみ	t/年	193.62	198.81	186.82	191.44	176.64
資源物	t/年	244.22	229.54	228.45	217.07	216.62
拠点回収	t/年	0.29	0.13	0.20	0.48	0.50
集団資源回収	t/年	66.47	63.19	51.64	55.57	63.20
1人1日当たりごみ総排出量	g/人・日	1,257.82	1,219.12	1,218.89	1,204.90	1,220.65

※行政区域内人口は、住民基本台帳(平成24年度から外国人住民数含む)年度3月末値としています。

※四捨五入により合計と内訳が一致しない場合があります。

※1人1日当たりごみ総排出量=ごみ総排出量÷行政区域内人口(=計画収集人口)÷年間日数

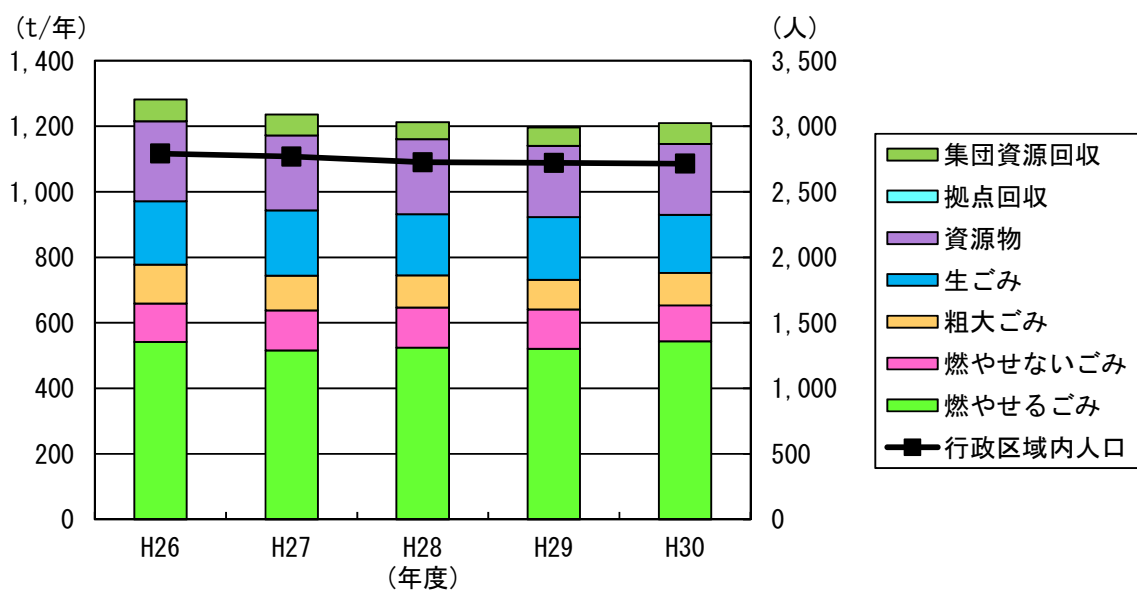


図 3-3 ごみの種類別排出量

(2) 減量化・再資源化の取組

本村で実施しているごみの減量化・再資源化等に関する施策・取組の概要を表 3-12に整理します。

表 3-12 ごみの減量化・再資源化等の施策・取組の概要

施策・取組	概要
1. 資源物の回収	
①集団資源回収	小学校ごとに資源回収を実施
②回収ボックスの設置	古着の回収ボックスを村役場に設置
2. 啓発事業	
①かんきょうだよりの発行	広報紙、ホームページ等による啓発・情報提供
②村民学習会の開催	ごみ処理施設の見学等による啓発・情報提供
3. 廃棄物減量等推進審議会の開催	猿払村の廃棄物の減量化・再資源化等について協議

(3) ごみ処理・処分の状況

1) 中間処理

① 焼却施設

「燃やせるごみ」は、組合が運営する南宗谷クリーンセンター(廃棄物処理施設)にて焼却処理され、焼却に伴い発生する残渣は本村で埋立処分します。

表 3-13に南宗谷クリーンセンター(廃棄物処理施設)処理実績(猿払村分)を示します。

表 3-13 南宗谷クリーンセンター(廃棄物処理施設)処理実績(猿払村分)

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
処理	燃やせるごみ	541.94	516.06	524.64	521.00	543.75
搬出	焼却残渣	123	90	100	91	51

② 汚泥再生処理施設

「生ごみ」は、同じく組合が運営する南宗谷クリーンセンター(汚泥再生処理施設)において、し尿や浄化槽汚泥等と併せて堆肥化处理されます。

表 3-14に南宗谷クリーンセンター(汚泥再生処理施設)処理量(猿払村分)を示します。

表 3-14 南宗谷クリーンセンター(汚泥再生処理施設)処理実績(猿払村分)

単位：t/年

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
処理	生ごみ	193.62	198.81	186.82	191.44	176.64
搬出	肥料	7	6	5	3	5

③ リサイクル施設

「資源物」は、本村が保有する猿払村リサイクルセンターにて選別・圧縮・保管を行います。

表 3-15に猿払村リサイクルセンター資源化量を示します。

表 3-15 猿払村リサイクルセンター処理実績

単位：t/年

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
資源化量		169.06	133.86	140.19	115.27	156.53
	無色ガラス	3.65	5.86	4.62	3.80	3.96
	茶色ガラス	5.15	4.67	4.00	3.97	4.26
	その他ガラス	3.13	3.80	3.13	3.84	3.51
	ペットボトル	13.45	13.12	13.51	13.81	14.61
	白色トレイ	0.21	0.00	0.13	0.13	0.08
	新聞	21.49	22.88	21.40	21.60	18.82
	雑誌	30.03	29.49	27.49	24.48	23.50
	段ボール	53.77	54.04	47.39	43.45	47.70
	スチール缶	20.64	0.00	0.00	0.00	20.62
	アルミ缶	17.22	0.00	18.24	0.00	19.08
	紙パック	0.32	0.00	0.28	0.19	0.39

※四捨五入により合計と内訳が一致しない場合があります。

※リサイクルセンター内のストックがある程度たまってから搬出しているため、資源化量が「0」の場合があります。

2) 最終処分

猿払村一般廃棄物最終処分場には直接搬入される「燃やせないごみ」、「粗大ごみ」の他に、南宗谷クリーンセンター(廃棄物処理施設)からの焼却残渣を受け入れています。

表 3-16に猿払村一般廃棄物最終処分場埋立量を示します。

埋立量の増減の幅が大きいです。これは粗大ごみの埋立量の変動が大きいためです。

なお、埋立物についてはショベルなどで破碎することで、減容化を図っています。

表 3-16 猿払村一般廃棄物最終処分場埋立実績

区分	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
埋立ごみ量	t/年	379	342	321	298	264
直接埋立ごみ	t/年	256	252	221	207	213
収集ごみ	t/年	235	229	217	207	212
直搬ごみ(一廃)	t/年	21	23	4	0	1
焼却残渣	t/年	123	90	100	91	51
埋立ごみ容量	m ³ /年	806	728	583	537	477
覆土量	m ³ /年	141	29	0	0	0
埋立容量	m ³ /年	947	757	583	537	477
残余容量	m ³	7,702	6,945	6,362	5,825	5,348

※ごみ搬入と埋立の計量の時差等の関係から、燃やせないごみ及び粗大ごみの合計排出量と直接埋立ごみ量は一致しない場合があります。

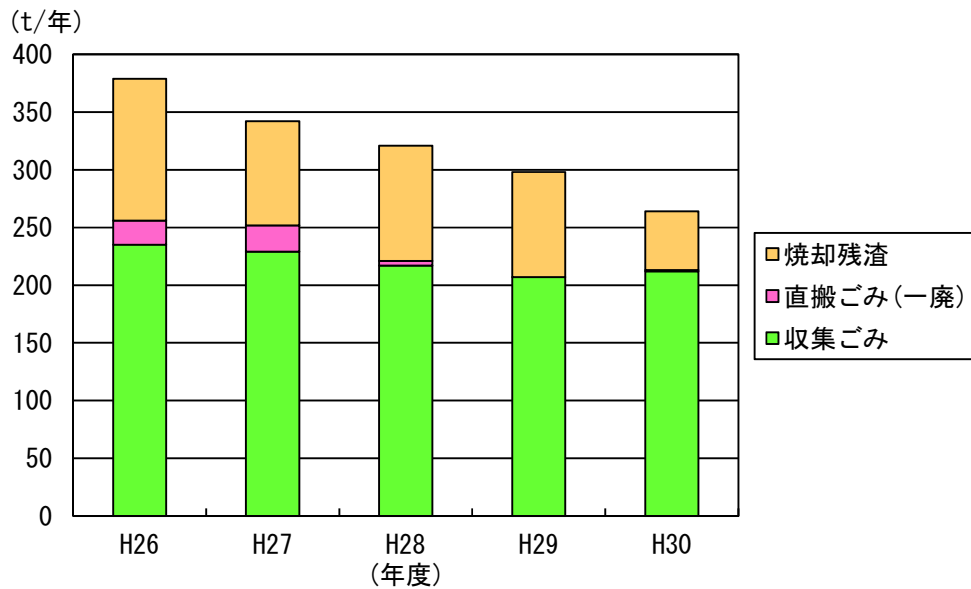


図 3-4 猿払村一般廃棄物最終処分場埋立実績

(4) ごみの性状

本村の平成23年8月におけるごみ組成調査の結果を表 3-17、図 3-5、図 3-6に示します。

「燃やせるごみ」の組成について、「紙」が41.20%と最も多く、次いで、「生ごみ」「プラスチック」となっています。「紙」については、資源となるものの混入は少ないですが、「生ごみ」については資源化を行っているにもかかわらず、「燃やせるごみ」の30%近くを占めています。また、「プラスチック」については、「容器包装リサイクル法」対象物の割合が半分近くを占めています。

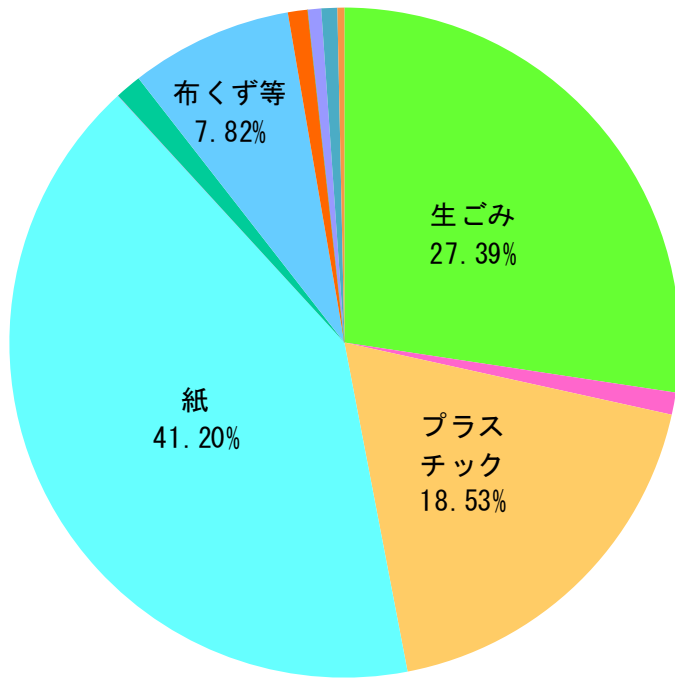
次に「燃やせないごみ」について、「びん・缶・ペットボトル」が33.87%、「その他不燃物」が33.06%となっています。「びん・缶・ペットボトル」については、「燃やせないごみ」として排出される内の7割近くが「資源物」として排出されるべきものとなっています。

「その他不燃物」の「その他」として排出されているものには、本村の特産物であるホタテの貝殻等があげられます。

表 3-17 ごみの組成(平成23年8月)

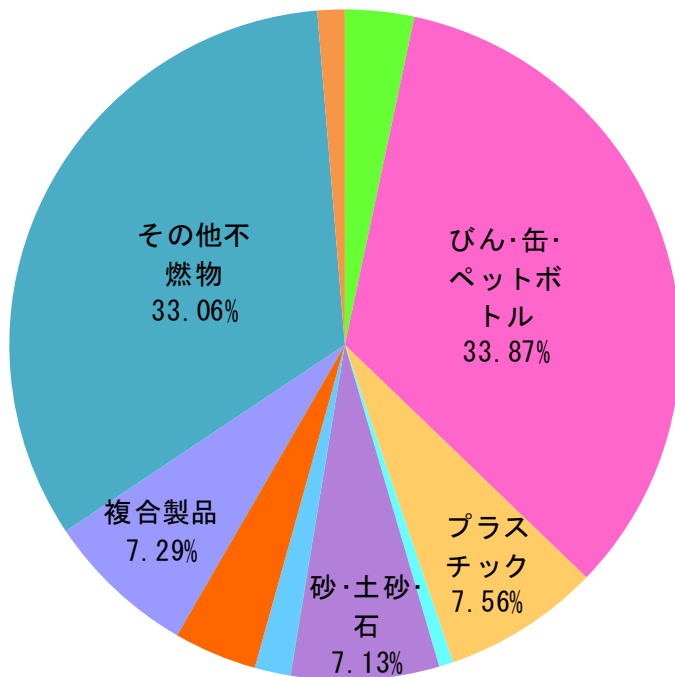
区分			燃やせるごみ		燃やせないごみ			
1	生ごみ	資源	26.44%	27.39%	3.30%	3.33%		
		資源以外	0.95%		0.04%			
2	びん・缶・ペットボトル	あきびん	無色	-	1.07%	6.86%	33.87%	
			茶色	-		9.32%		
			その他	-		2.72%		
			資源物以外	-		7.06%		
		あき缶	スチール	0.00%		2.40%		
			アルミ	0.01%		1.48%		
			資源物以外	0.00%		3.62%		
		ペットボトル	資源物	0.59%		0.35%		
資源物以外	0.46%		0.08%					
3	プラスチック	白色トレイ	資源物	0.22%	18.53%	0.00%	7.56%	
		プラスチック・ビニール類	資源物	8.57%	3.42%			
			資源物以外	9.74%	4.13%			
4	紙	紙パック	資源物	0.13%	41.20%	-	0.69%	
			資源物以外	0.31%		-		
		新聞紙	資源物	5.99%		0.01%		
			資源物以外	2.10%		0.03%		
		段ボール	資源物	1.84%		0.41%		
			資源物以外	0.01%		-		
		紙くず等				30.82%		0.23%
		5	砂・土砂・石	市販のペットの砂		0.02%		0.02%
上記以外	-			3.69%				
6	木くず等		1.28%	1.28%	0.02%	0.02%		
7	布くず等		7.82%	7.82%	1.72%	1.72%		
8	皮革類・ゴム類		0.96%	0.96%	4.01%	4.01%		
9	天ぷらの廃油		-	-	-	0.00%		
10	複合製品(木と金属・金属とプラスチックの合体等のもの)		0.64%	0.64%	7.29%	7.29%		
11	その他不燃物	せともの		-	0.77%	3.59%	33.06%	
		危険物	蛍光管	-		0.14%		
			スプレー缶	-		2.03%		
			電池等	0.02%		0.84%		
			その他危険物	0.03%		0.16%		
		その他		0.71%		26.30%		
12	分類不能ごみ		0.34%	0.34%	1.31%	1.31%		
合計			100.00%	100.00%	100.00%	100.00%		

※四捨五入により合計と内訳が一致しない場合があります。



生ごみ	27.39%
びん・缶・ペットボトル	1.07%
プラスチック	18.53%
紙	41.20%
砂・土砂・石	0.02%
木くず等	1.28%
布くず等	7.82%
皮革類・ゴム類	0.96%
天ぷらの廃油	-
複合製品	0.64%
その他不燃物	0.77%
分類不能ごみ	0.34%

図 3-5 燃やせるごみの組成(平成23年8月)



生ごみ	3.33%
びん・缶・ペットボトル	33.87%
プラスチック	7.56%
紙	0.69%
砂・土砂・石	7.13%
木くず等	0.02%
布くず等	1.72%
皮革類・ゴム類	4.01%
天ぷらの廃油	0.00%
複合製品	7.29%
その他不燃物	33.06%
分類不能ごみ	1.31%

図 3-6 燃やせないごみの組成(平成23年8月)

第2節 ごみ処理の評価

1. 標準的な分別収集区分との比較

国は、平成19年6月に「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」（以降、「システム指針」と言います。）を公表し、基本方針に則し、一般廃棄物の標準的な分別収集区分、適正な循環的利用や適正処理の考え方を示しました。さらに、平成25年4月に見直しを行いました。

システム指針によるごみの標準的な分別収集区分を下表に示します。

標準的な分別収集区分は、類型Ⅰから類型Ⅲに示されており、数字の順に分別収集区分の種類が多くなっています。システム指針では、「一般廃棄物処理基本計画の見直しに当たって、分別収集区分が類型Ⅰの水準に達していない市町村にあつては類型Ⅰ又は類型Ⅱを、類型Ⅰ又はこれに準ずる水準の市町村にあつては類型Ⅱを、分別収集区分の見直しの際の目安とする。同様に、類型Ⅱ又はこれに準ずる水準の市町村、その他の意欲ある市町村にあつては、さらにバイオマスの有効利用の観点から分別収集区分を見直すこととし、その際には類型Ⅲを分別収集区分の目安とする。」とされています。

本村の分別収集区分は概ね類型Ⅰに属しており、今後、「④小型家電」、廃乾電池や蛍光管などの「⑦その他専用の処理のために分別するごみ」の分別により類型Ⅱ及び類型Ⅲを概ね満たすことができます。なお、「プラスチック製容器包装」及び「紙製容器包装」はそれぞれ一部のみの実施となっています。

表 3-18 一般廃棄物の標準的な分別収集区分との比較

標準的な分別収集区分		類型Ⅰ	類型Ⅱ	類型Ⅲ	猿払村
①資源回収する容器包装	①-1 スチール缶・アルミ缶				○
	①-2 ガラスびん				○
	①-3 ペットボトル				○
	①-4 プラスチック製容器包装				△※1
	①-5 紙製容器包装				△※2
②資源回収する古紙類、布類等の資源ごみ (集団回収によるものを含む)					○
③資源回収する生ごみ、廃食用油等のバイオマス					○
④小型家電					×
⑤燃やすごみ(廃プラスチック類を含む)					○
⑥燃やさないごみ					○
⑦その他専用の処理のために分別するごみ					—
⑧粗大ごみ					○

※1：①-4については白色トレイを実施

※2：①-5については紙パックを実施

2. 評価項目と評価指標

前節で整理した本村のごみ処理について、全国平均や北海道平均と比べてどのような状況にあるのかを比較・評価します。

ごみ処理の評価としては、循環型社会形成、経済性の観点と既存データより、以下の評価項目と評価指標を選定します。

表 3-19 評価項目と評価指標

評価項目		評価指標
循環型社会形成	廃棄物の発生	1人1日当たりごみ総排出量(g/人・日) [計算式]ごみ総排出量÷行政区域内人口÷年間日数
	廃棄物の再生利用	廃棄物からの資源回収率(リサイクル率)(%) [計算式]総資源化量÷ごみ総排出量 ※本村の総資源化量=資源物量+拠点回収量+汚泥再生処理施設搬出肥料+集団回収量
	最終処分	廃棄物の最終処分される割合(最終処分率)(%) [計算式]最終処分量÷ごみ総排出量
経済性	費用対効果	1人当たり年間ごみ処理経費(円/人) [計算式]廃棄物処理に要する総費用÷行政区域内人口

3. ごみ処理の評価

(1) 廃棄物の発生(1人1日当たりごみ総排出量)

本村の1人1日当たりごみ総排出量は1,220g前後であり、全国平均及び北海道平均を大きく上回っています。各年度における変動については、平成27年度に約1,220gまで減少しており、その後は平成29年度に減少したものの、平成30年度にはほぼ同水準に戻っているため、平成29年度の減少は一時的なものと考えられます。

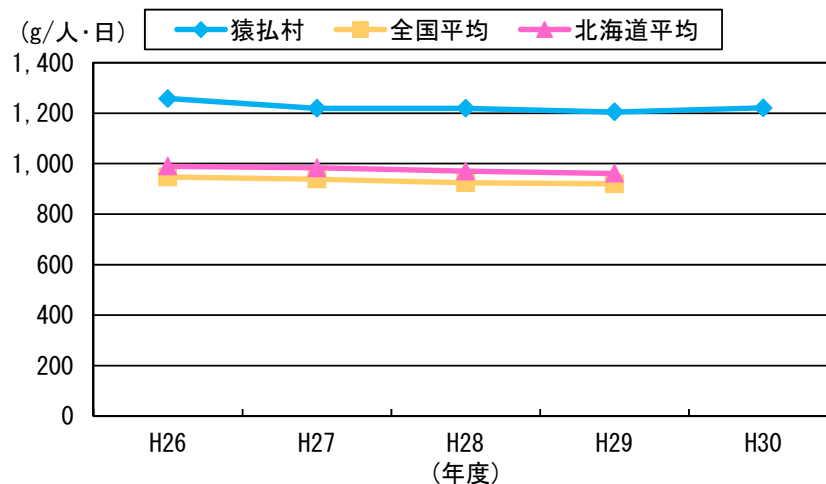
1人1日当たりごみ総排出量は、全国的にも北海道全体でも減少傾向にあるため、本村では、より一層のごみの排出抑制に努める必要があります。

表 3-20 廃棄物の発生(1人1日当たりごみ総排出量)

単位：g/人・日

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
猿払村	1,257.82	1,219.12	1,218.89	1,204.90	1,220.65
全国平均	947.22	938.52	924.56	920.14	-
北海道平均	990.24	983.55	970.32	961.27	-

※全国平均、北海道平均は、一般廃棄物処理実態調査(環境省)の数値より引用、平成30年度値は現時点で公表されていません。



※全国平均、北海道平均は、一般廃棄物処理実態調査(環境省)の数値より引用、平成30年度値は現時点で公表されていません。

図 3-7 廃棄物の発生(1人1日当たりごみ総排出量)

(2) 廃棄物の再利用(リサイクル率)

本村のリサイクル率は、23～25%であり、全国平均より高く、北海道平均に概ね近い水準となっています。

第1節 (4)における平成23年8月のごみ組成調査の結果から、燃やせるごみ、燃やせないごみのなかに資源物として収集されるべきものが、多く含まれているという結果が出ています。

また、資源物について、平成30年度における1人1日当たり資源物排出量が平成23年度と比較すると、ほぼ同じ(平成23年度：219.77g/人・日、平成30年度：218.59g/人・日)であることから、現在においても、燃やせるごみ、燃やせないごみのなかに資源物として収集されるべきものが、多く含まれていると考え、村民に適正分別排出の協力を働き掛けていく必要があります。

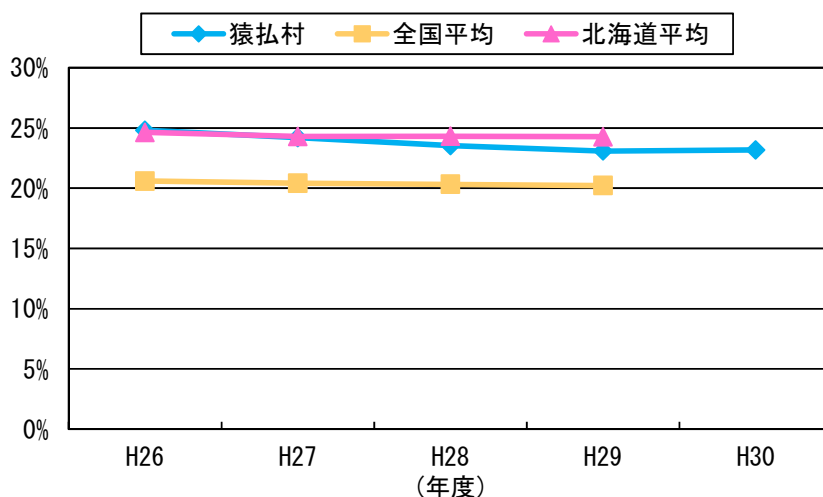
なお、生ごみについては、平成30年度における1人1日当たり生ごみ排出量が平成23年度と比較して大きく増加(平成23年度：78.27g/人・日、平成30年度：178.25g/人・日)していることから、現在では適正分別排出が行われていると考えます。

表 3-21 廃棄物の発生(リサイクル率)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
猿払村	24.8%	24.2%	23.5%	23.1%	23.2%
全国平均	20.6%	20.4%	20.3%	20.2%	-
北海道平均	24.6%	24.3%	24.3%	24.3%	-

※猿払村総資源化量＝資源物量＋拠点回収量＋汚泥再生処理施設搬出肥料＋集団回収量

※全国平均、北海道平均は、一般廃棄物処理実態調査(環境省)の数値より引用、平成30年度値は現時点で公表されていません。



※全国平均、北海道平均は、一般廃棄物処理実態調査(環境省)の数値より引用、平成30年度値は現時点で公表されていません。

図 3-8 廃棄物の発生(リサイクル率)

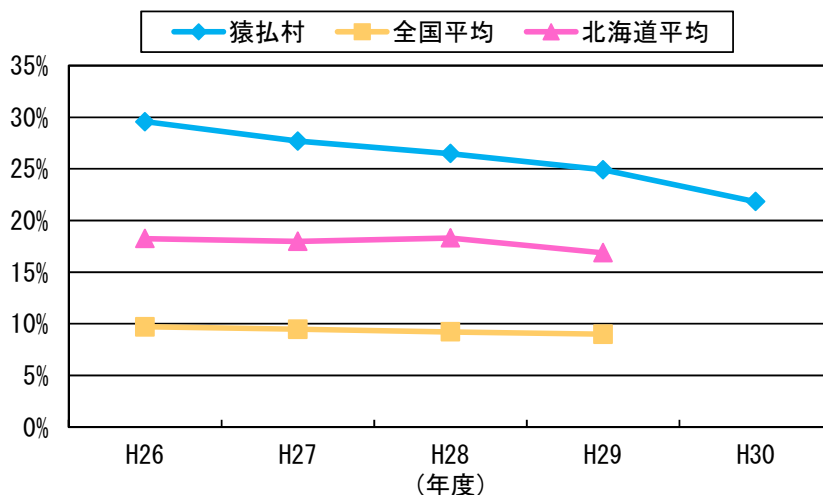
(3) 最終処分(最終処分率)

本村の最終処分率は、減少傾向を示しており、平成30年度では約22%まで減少していますが、平成29年度における全国平均及び北海道平均よりも高い状況となっています。今後は最終処分量を削減するために、より一層のごみの排出抑制に努める必要があります。

表 3-22 廃棄物の発生(最終処分率)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
猿払村	29.6%	27.7%	26.5%	24.9%	21.8%
全国平均	9.7%	9.5%	9.2%	9.0%	-
北海道平均	18.2%	18.0%	18.3%	16.9%	-

※全国平均、北海道平均は、一般廃棄物処理実態調査(環境省)の数値より作成、平成30年度値は現時点で公表されていません。



※全国平均、北海道平均は、一般廃棄物処理実態調査(環境省)の数値より作成、平成30年度値は現時点で公表されていません。

図 3-9 廃棄物の発生(最終処分率)

(4) 費用対効果(1人当たり年間ごみ処理経費)

本村の1人当たり年間ごみ処理経費は、全国平均及び北海道平均よりも倍以上経費が掛かっていることとなります。

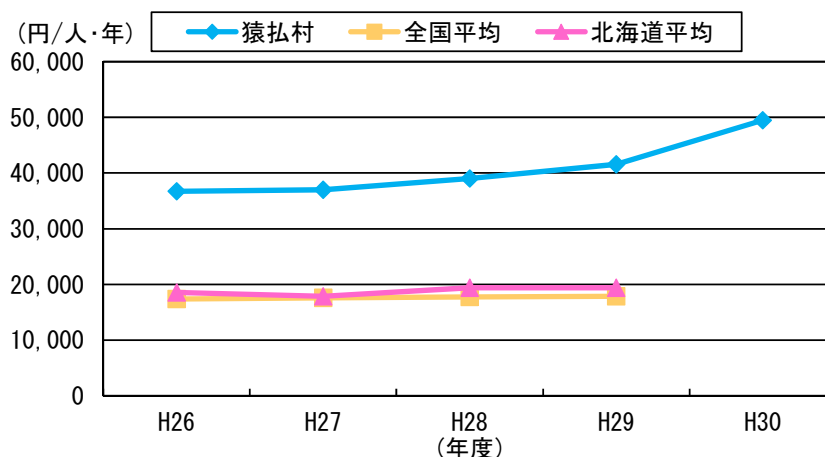
本村の平成30年度におけるごみ処理経費は、委託費が最も多く約42%を占め、次いで組合分担金が約31%を占めています。

表 3-23 費用対効果(1人当たり年間ごみ処理経費)

単位：円/人・年

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
猿払村	36,709	37,019	38,993	41,579	49,466
全国平均	17,365	17,564	17,727	17,853	-
北海道平均	18,552	17,847	19,402	19,422	-

※全国平均、北海道平均は、一般廃棄物処理実態調査(環境省)の数値より作成、平成30年度値は現時点で公表されていません。



※全国平均、北海道平均は、一般廃棄物処理実態調査(環境省)の数値より作成、平成30年度値は現時点で公表されていません。

図 3-10 費用対効果(1人当たり年間ごみ処理経費)

(5) ごみ処理評価のまとめ

本村のごみ処理は、廃棄物の発生、廃棄物の再利用、最終処分、費用対効果に問題があるため、リサイクル率が高く循環型社会形成の面では望ましいといえますが、ごみ処理経費が非常に高く、また、1人1日当たりごみ総排出量が多く、最終処分率が高いことが問題です。

したがって、ごみ排出量を減らしながら、適正な分別排出により最終処分量を削減することが求められます。

第3節 ごみ処理の課題

前節で整理した本村のごみ処理について、全国平均や北海道平均と比べてどのような状況にあるのかを比較・評価します。

1. ごみの発生抑制・排出抑制

これまで本村では、家庭におけるごみの発生抑制・排出抑制に取り組んでおり、平成30年度における1人1日当たりごみ総排出量は、平成26年度と比較して減少していますが、全国平均や北海道平均と比較すると、大きく上回っている状況です。そのため、より一層、ごみの発生抑制・排出抑制に力を入れる必要があります。

2. 分別の強化

本村では、「第1節 3. (4)ごみの性状」で示したように、燃やせるごみ、燃やせないごみに、資源物として収集されるべきものが、多く含まれていると考えられます。

資源の循環利用、最終処分量の削減のため、村民や事業者への啓発活動によりごみの分別排出への協力度の向上を図る必要があります。

3. リサイクルの促進

本村では、資源物の分別収集の実施、集団回収の推進、資源物のリサイクル促進に努めています。

しかしながら、前述のように、燃やせるごみ、燃やせないごみに資源物として収集されるべきもの(本村において一部の分別を行っているプラスチック製容器包装や紙製容器包装等を含む)が、多く含まれていると考えられ、循環型社会の実現に向けた資源の循環的利用の促進やごみの発生抑制・減量化の観点から、資源物の適正分別排出の推進が必要です。

また、国のシステム指針における標準的な分別収集区分との比較より、今後必要な分別区分及び処理として、小型家電や廃乾電池・蛍光灯などの分別品目拡大の検討が必要です。

資源物の分別の徹底を図るとともに、事業者による資源化の取組の支援や、現在はごみとして処理・処分しているもののうち、再生利用可能なものの分別及び資源化方法を検討するなど、より一層のリサイクルを促進していくことが必要です。

4. 中間処理・最終処分

「粗大ごみ」について、平成30年度から開始している南地区と北地区の一部における南宗谷クリーンセンター・廃棄物処理施設での焼却処理について、最終処分量の減量を図るため、全地域での焼却処理の実施について、協議・検討を重ねていきます。

第4章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の基本方針

1. ごみ処理の基本方針

本村は、平成24年3月に策定した猿払村一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(以下、「現計画」という。)において、循環型社会の構築のための基本方針を決定し、ごみの減量化と適正処理に向けた地域ぐるみの取組の展開や、省エネルギー・省資源化等の環境行動を推進してきました。今後もこの基本方針を継続し、処理を行っていきます。

基本方針

限りある資源を大切にし、環境にやさしいふるさとの創造

2. ごみ処理の施策

ごみ処理の施策についても、現計画と同様に、平成13年1月に施行された循環型社会形成推進基本法で定めるごみ処理の優先順位(①廃棄物等の発生を抑制するReduce(リデュース)、②循環資源を再使用するReuse(リユース)、③排出されるごみに対して、資源回収、資源化処理による再生利用、④焼却処理での熱回収、⑤減量化やリサイクルが困難なごみに対する適正処分)を基本として定めます。

(1) ごみ発生量の抑制を促す仕組づくり

ごみの発生量をできる限り少なくすることを第一優先として取り組みます。

これまでの「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」の中で当然のことのように行われてきた「要らなくなったものを捨てる」という状況下にあっては、適正処理の確保がごみ処理における中心的課題となっていました。

しかし、持続可能な社会である循環型社会を構築し、環境負荷の低減と資源の有効活用するためには、これまでのリサイクル重視の考え方ではなく、ごみの発生段階に着目したごみの発生抑制・減量化が最優先の課題となります。

今後は、意識の啓発などにより、品目・製品のライフサイクルにおいて発生する環境負荷が大きいものは、できるだけ生産・消費しないことなど、ごみの発生抑制(リデュース)及び不要なものを断る(買わない・もらわない)(リフューズ)を促進する取組に努めます。

(2) 環境低負荷型の資源循環システムの構築

ごみの発生抑制に努めたうえで、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)、修理しながらの使用(リペア)を推進して、資源化处理以外の中間処理量及び最終処分量の削減に努めます。

ただし、再使用、再生利用、修理などのごみの資源循環を進めるにあたっては、資源循環を行う際に必要とするエネルギーや排出される二酸化炭素等の温室効果ガス量等にも配慮し、環境低負荷型の資源循環システムの構築に努める必要があります。

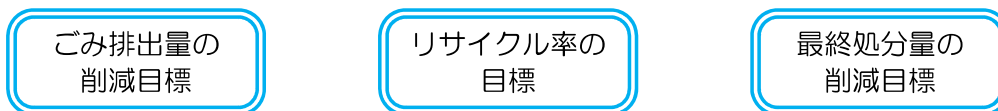
(3) 安全かつ適正な処理体制の確保

“ごみ”として処理・処分せざるを得ないものについては、安全かつ適正に中間処理及び最終処分を行います。

また、ごみ処理施設の運転、点検、補修等の維持管理については、ライフサイクルコストに配慮し、計画的かつ適切な維持管理計画のもと運営していきます。

3. 数値目標

ごみの発生抑制や適正処理を推進する際の目標を明確にするため、達成すべき数値目標として、以下の3つの目標を設定します。



目標を設定するにあたっては、本村のごみ処理の現状や課題を踏まえるとともに、国及び北海道が掲げている目標(表 4-1参照)を参考にして設定します。

なお、本計画は、計画目標年次である令和16年度を数値目標の達成年度として設定します。

表 4-1 国・北海道の減量化等の目標(一般廃棄物)

区分		国 (第四次循環型社会形成推進基本計画、平成30年6月)	北海道 (北海道廃棄物処理計画(第4次)、平成27年3月)
目標年		令和7年度	令和元年度
ごみ排出量の削減	排出量	約3,800万トン	1,800千トン以下 (平成24年度比 約11%削減)
	1人1日当たりのごみ排出量	約850g/人・日	940g/人・日
	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	約440g/人・日	590g/人・日
	事業系ごみ排出量	約1,100万トン	
リサイクル率		約28%	30%以上
最終処分量の削減		約320万トン	290千トン (平成24年度比 約28%削減)

(1) ごみ排出量の削減目標

ごみ排出量の削減目標については、1人1日当たりごみ総排出量を目標値として設定します。また、近年における本村のごみ量の推移を考慮し、令和元年度推計値(現状推移した場合)と比べた目標とします。

【ごみ排出量の削減目標】

令和16年度(計画目標年度)までに、令和元年度推計値(1,209g/人・日)と比べて、1人1日当たりごみ総排出量を**4%削減(1,161g/人・日)**します。

なお、資源ごみの分別及び集団回収は、今後も推進していきます。

(2) リサイクル率の目標

本村では、資源物の分別を推進しており、リサイクルセンターでは、資源物を選別、回収する体制を整えています。また、生ごみについても分別回収を行い、南宗谷クリーンセンター・汚泥再生処理施設でメタン発酵処理することにより資源循環の向上に努めています。このような現状を考慮するとともに今後もより一層、積極的に資源回収に努めることとして、以下の目標を設定します。

【リサイクル率の目標】

令和16年度(計画目標年度)までに、リサイクル率を**29%以上**とします(令和元年度推計値(25.1%)。)

(3) 最終処分量の削減目標

本村では、循環型社会の形成に向けて最終処分量を削減するため、以下の目標を設定します。

【最終処分量の削減目標】

令和16年度(計画目標年度)までに、令和元年度推計値(278t/年)と比べて、最終処分量を**21%削減(221t/年)**します。

第2節 将来ごみ量

1. 将来のごみ処理フロー

本村では、将来のごみ処理を現状のごみ処理体制を継続するものとし、以下のように計画しています。

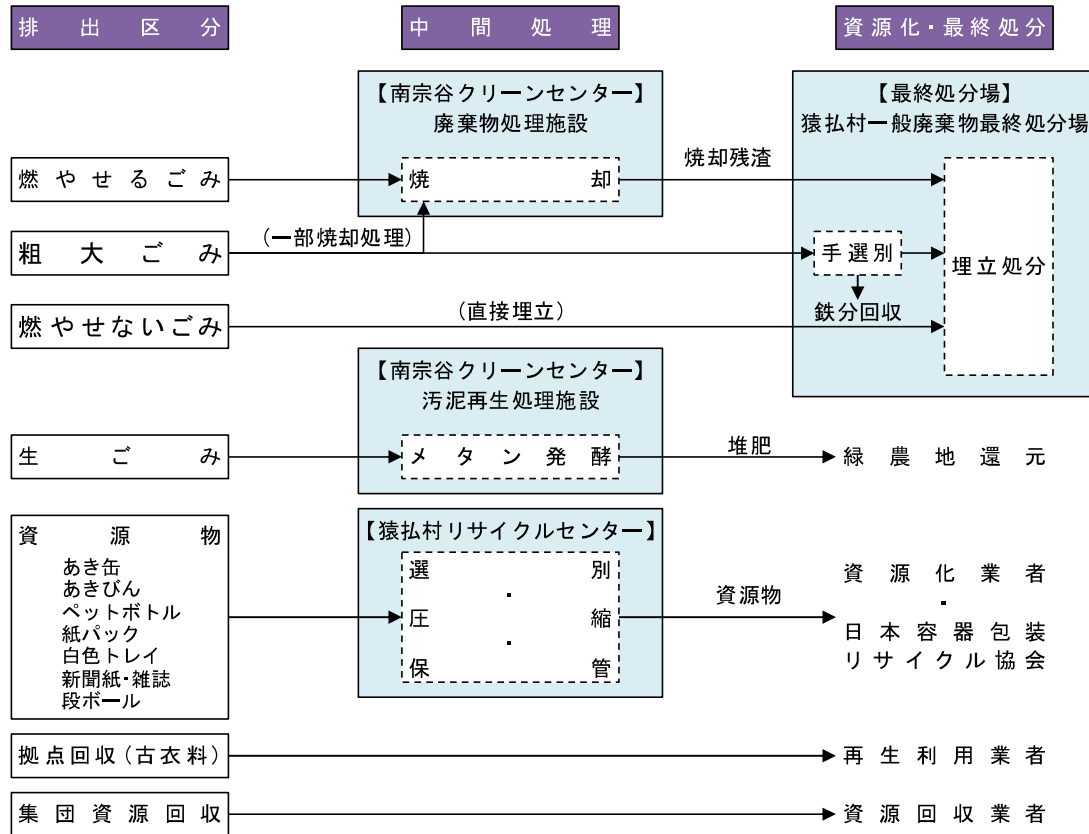


図 4-1 将来のごみ処理フロー

2. 将来ごみ量の推計

実績に基づく現状のごみ処理システムとごみ排出量の削減目標等を反映し、将来ごみ排出量を推計すると表 4-2のようになります。

将来的なごみの減量化、資源化、最終処分の数値目標値を表 4-3に整理します。

表 4-2 将来ごみ排出量

区分	単位	実績値	推計値		
		平成30年度 (最新実績)	令和6年度 (中間目標年次)	令和11年度 (中間目標年次)	令和16年度 (計画目標年次)
行政区域内人口	人	2,715	2,639	2,577	2,515
ごみ総排出量	t/年	1,209.63	1,149.35	1,107.18	1,065.74
燃やせるごみ	t/年	543.75	490.66	461.29	432.44
燃やせないごみ	t/年	109.33	105.81	95.80	86.33
粗大ごみ	t/年	99.59	88.04	83.51	79.38
生ごみ	t/年	176.64	182.07	177.79	173.51
資源物	t/年	216.62	224.64	232.02	238.68
拠点回収	t/年	0.50	0.49	0.48	0.47
集団資源回収	t/年	63.20	57.65	56.29	54.94
1人1日当たりごみ総排出量	g/人・日	1,220.65	1,193.22	1,177.09	1,160.97
燃やせるごみ	g/人・日	548.70	509.39	490.42	471.08
燃やせないごみ	g/人・日	110.33	109.84	101.84	94.05
粗大ごみ	g/人・日	100.50	91.41	88.79	86.47
生ごみ	g/人・日	178.25	189.01	189.01	189.01
資源物	g/人・日	218.59	233.21	246.67	260.01
拠点回収	g/人・日	0.51	0.51	0.51	0.51
集団資源回収	g/人・日	63.77	59.85	59.85	59.85
リサイクル率	%	23.2%	26.6%	28.0%	29.5%
埋立ごみ量	t/年	264.00	256.93	238.35	220.67
直接埋立ごみ	t/年	213.00	159.51	146.74	134.75
焼却残渣	t/年	51.00	97.42	91.61	85.92

※四捨五入により合計と内訳が一致しない場合があります。

表 4-3 数値目標に関する将来量

区分	単位	実績値	推計値			
		平成30年度 (最新実績)	令和6年度 (中間目標年次)	令和11年度 (中間目標年次)	令和16年度 (計画目標年次)	
ごみ排出量の削減目標	1人1日当たりごみ総排出量	g/人・日	1,220.65	1,193.22	1,177.09	1,160.97
	令和元年度比	%	-	-1.3%	-2.7%	-4.0%
リサイクル率の目標	総資源化量	t/年	280.32	305.30	310.29	314.65
	リサイクル率	%	23.2%	26.6%	28.0%	29.5%
最終処分量の削減目標	最終処分(埋立ごみ)量	t/年	264.00	256.93	238.35	220.67
	令和元年度比	%	-	-7.7%	-14.4%	-20.8%

第3節 排出抑制計画

1. 目標

村民、事業者、行政が連携してごみの減量化に取り組み、令和16年度(計画目標年度)までに令和元年度推計値と比べて、1人1日当たりごみ総排出量を4%削減することを目標とします。さらに、村民及び事業者への普及啓発や活動支援により、環境に対する理解と認識を深め、ごみの排出抑制だけではなく、ごみの発生そのものを減らすライフスタイルの構築を目指します。

2. 排出抑制のための取組

(1) ごみの発生抑制・排出抑制の啓発・指導

村は、村民及び事業者との協働を基本に効果的なごみの発生抑制・排出抑制の啓発活動を行います。

1) 村民による発生抑制・排出抑制

① 啓発事業の推進

村は、以下の啓発事業を継続的に行い、村民による自発的努力を促します。

- a) 広報紙やホームページ等により、本村のごみ処理やリサイクルの状況、村民が日常的に実行できるごみの排出抑制・発生抑制のための取組・工夫等の情報提供活動を進め、町民に対してごみの発生抑制・減量化に対する意識の向上を図ります。
- b) 村民学習会などのごみ減量化に関するイベントを開催し、ごみの減量化、リサイクル推進、循環型社会や低炭素社会の実現に向けたライフスタイル等について、村民の意識向上に努めます。
- c) 教育機関等と連携を図り、学習冊子の作成、ごみ処理施設見学会や体験学習等により、ごみ処理に対する意識啓発に努めます。

② 村民協働の推進

村は、村民が主体的に実施するごみ減量活動、リサイクル活動の協力、支援を行います。

- a) 集団回収や事業者による資源回収に関する情報提供を行います。
- b) 再利用を推進するため、フリーマーケットやバザー等の開催・周知の協力、支援を行います。
- c) 必要に応じて、廃棄物減量等推進審議会を開催し、地域に根ざしたごみ減量・リサイクル活動を推進していきます。

2) 事業者による発生抑制・排出抑制

① 情報提供の推進

商工会や農協・漁協等の事業者団体を通じ、ごみの発生抑制・排出抑制やリサイクルの推進について、情報提供、啓発に努めます。

② 減量化指導の強化等

多量排出事業所に対するごみ減量化・資源化計画書の作成・提出の要請など、ごみ減量等の指導を行います。

3) 行政による発生抑制・排出抑制

① マイバッグ・ノーレジ袋運動の導入

レジ袋の無料配布を行っている店舗に対して、レジ袋削減協定締結の働きかけを行うなど、レジ袋の削減を目指します。

また、マイバッグの持参及びレジ袋の辞退などによる、村民への協力を啓発します。

② 行政によるグリーン購入^{※7}等の促進

庁舎内で使用する事務用品等は、再生品、長期使用に耐えられる商品、資源として再生可能な商品の使用に努めます。

③ 環境に配慮した行動・取組の実践

行政自らが率先してごみの発生抑制・排出抑制に努め、環境に配慮した行動・取組を実践します。公共事業においても、再生品や環境負荷の少ない製品の使用に努めます。

第4節 資源化計画

1. 目標

分別排出の徹底を行い、資源化を促進するとともに資源化可能なものを有効利用できるような方策を検討し、令和16年度(計画目標年度)までにリサイクル率を29%以上とします。

2. 資源化促進のための取組

(1) 村民による資源化の推進

村民による資源化を促進するため、次の取組を推進します。

※7 グリーン購入：製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

1) 分別排出の徹底

本村が定める分別区分のとおり排出されるよう、分別排出徹底の指導を強化します。特に、「燃やせるごみ」に含まれている生ごみ、新聞紙・雑誌、段ボール、「燃やせないごみ」に含まれている缶・びんについては正しい区分で排出されるよう、分別排出徹底の指導を強化します。

2) 資源回収への積極参加

村民に対して、古着の拠点回収や小学校による集団回収の普及・啓発を行います。

(2) 事業者による資源化の推進

事業者の資源化を促進するため、次の施策を実施します。

1) ごみの排出指導の強化

本村が定める分別区分のとおり排出されるよう、分別排出徹底の指導を強化します。

2) 事業者によるリサイクルの推進

事業所から発生する廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律や各種リサイクル法に則って、事業者による適正処理、資源化を基本としています。

今後も事業者による適正処理、資源化を推進するとともに本村から事業者に対して、リサイクル等に関する情報提供を行います。

(3) 行政による資源化の推進

本村は、循環型社会の実現に向け、資源物のさらなる適切な分別・収集システムを構築し、資源化を促進します。

1) 資源回収の継続実施

今後も継続して古着の拠点回収、小学校による集団回収を推進し、資源回収に努めます。

2) 小型家電拠点回収の検討

新たな資源回収方法として、小型家電の拠点回収を検討します。

第5節 収集運搬計画

1. 目標

今後のごみ処理計画を踏まえ、収集量の動向に基づいた車両台数や人員の見直しを行うなど、効率的で環境に配慮した収集運搬体制を確立することを目標とします。

また、衛生的で快適な生活環境を保持するため、ごみの排出モラルの向上に努めます。

2. 分別収集方法

(1) 収集区域

計画収集区域は、本村全域とします。

(2) ごみの分別区分と収集方法

ごみの分別区分、収集方法は、現状と変更なく、表 4-4を基本とします。

表 4-4 将来のごみの分別区分と収集方法

分別区分	排出方法	収集方法	収集頻度	
燃やせるごみ	指定専用袋	ごみステーション 方式	週1・2回	
燃やせないごみ	指定専用袋		月3回・週1回	
粗大ごみ	—		月1回	
資源ごみ	生ごみ		指定専用袋	週2回
	あき缶		指定専用袋	週1回
	あきびん		指定専用袋	
	ペットボトル		指定専用袋	
	紙パック		指定専用袋	週1回
	白色トレイ		指定専用袋	
	新聞紙・雑誌		指定専用袋	
段ボール	指定専用袋			

※収集回数は収集地区により異なります。

3. 収集運搬の施策

(1) 効率的で環境に配慮した収集運搬体制の確立

安定した収集運搬業務に配慮しながら、収集運搬体制の効率化を図ります。

1) 収集運搬業務の効率化

収集運搬業務の経済性、効率性の向上を図るため、村民の意見や要望等を考慮しつつ、収集頻度等の見直しを適宜行います。

(2) 収集車両による環境負荷の低減

収集車両による周辺環境への負荷を低減するため、効率的な収集ルートによる収集運搬の実施、収集車両の適切な維持管理を行います。また、収集車両の買い替え時などには、低公害型車両の導入を検討します。

(3) 排出モラルの向上

排出モラルの向上を図るため、分別排出違反に対する指導の強化を図ります。

- 1) 村内への転入者に対し、転入手続きの際にごみ・資源物の分別を示したごみ収集カレンダーを配布します。
- 2) 共同住宅の所有者及び管理者に対して、ごみ出しの指導を徹底します。
- 3) 分別排出違反が改善されない場合には、警告シールの活用や個別に直接指導を行います。
- 4) ごみ・資源物の分別を示したごみ収集カレンダーの作成・配布、個別指導や各種懇談会等での説明により、排出者意識の向上に向けた啓発活動を行います。
- 5) 村民に対して、ごみステーションの自主的な管理活動を啓発します。

(4) 高齢化社会への対応

分別ルールの遵守やごみ出しが困難な高齢者や障害者等に対する支援体制について、関係機関と情報を交換して検討していきます。

第6節 中間処理計画

1. 目標

中間処理においては、環境への負荷を極力低減し、循環型ごみ処理システムの構築を目指します。また、日々排出されるごみを安定・適正かつ安全に処理できる体制を確保します。

2. 中間処理方法

本村における今後の中間処理は、現状と変更なく、以下の処理を基本とし、「粗大ごみ」の全地域における南宗谷クリーンセンター・廃棄物処理施設での焼却処理の実施について、協議・検討を重ねていきます。

【中間処理方法】

燃やせるごみ	: 南宗谷クリーンセンター(廃棄物処理施設)にて焼却処理
粗大ごみ	: 南地区と北地区の一部について、南宗谷クリーンセンター(廃棄物処理施設)にて焼却処理(他の地域については鉄分の手選別回収後埋立処分)
生ごみ	: 南宗谷クリーンセンター(汚泥再生処理施設)にて処理
資源物	: 猿払村リサイクルセンターにて選別・圧縮・保管

3. 中間処理の施策

(1) 維持管理の効率化の検討

ごみ処理、資源化等に関して、村民から多様な要望を受ける一方、これまで以上にごみ処理の経費節減が必要となっています。ごみ処理施設における維持管理費の削減や施設運営の効率化について、最適な方法を検討します。

(2) 新たなごみ処理技術への対応

ごみ処理、処分に関して、環境への負荷を極力低減する処理や再生利用等の技術開発が進められています。ごみ処理、資源化等に係る技術開発について、情報の収集と調査・研究を継続して行います。

第7節 最終処分計画

1. 目標

ごみの発生・排出段階及び中間処理段階において、最終処分量の減量化・減容化に努め、令和16年度(計画目標年度)までに、令和元年度推計値と比べて、最終処分量を21%削減することを目標とし、安全かつ衛生的な最終処分体制の整備を図ります。

2. 最終処分方法

猿払村一般廃棄物最終処分場では、現状と変更なく、「燃やせないごみ」及び「粗大ごみ」、南宗谷クリーンセンター(廃棄物処理施設)からの「焼却残渣」を埋立処分していきます。なお、「第6節 中間処理計画」に記載の通り、南地区と北地区の一部において、南宗谷クリーンセンター(廃棄物処理施設)にて焼却処理している「粗大ごみ」は、本村全地域における焼却処理の実施について、協議・検討を重ねていきます。

3. 最終処分の施策

(1) 最終処分量の削減に向けた取組

循環型社会の形成、施設の有効利用、財政負担の軽減等の観点から、最終処分場の延命化が望まれます。そのため、中間処理による最終処分量の削減に加え、ごみの発生・排出時のごみの減量化や資源物の適正分別排出等による最終処分量の削減が重要となります。

したがって、前節までに示した各種施策の実行及び推進により、最終処分量の削減を図り、最終処分場の延命化に努めます。

(2) 最終処分場の適正管理

ごみの埋立に際しては、周辺環境に十分配慮し、最終処分場の適正な維持管理を行います。

(3) 環境配慮と適切な情報公開

最終処分場における維持管理において、継続して地下水等のモニタリングを実施し、施設の安全性を確認するとともに、測定結果は適切に情報公開を行います。

(4) 次期最終処分場の整備計画

粗大ごみの一部焼却処理や鉄分回収の減量効果により、現最終処分場が予定よりも1～2年ほど更に延命化する可能性があります。このため、令和2年度に残余容量の再調査を行い、現最終処分場の埋立完了年度を改めて検証し、次期最終処分場の整備スケジュールを計画します。

第8節 関連施策

1. 不法投棄対策の推進

不法投棄は、良好な地域環境を阻害するばかりではなく、廃棄物の適正な処理に対する信頼を損なうことにつながりかねないことから、厳しく対応する必要があります。

不法投棄の防止のため、ごみの適正排出・適正処理のポスターやチラシ・広報誌・ホームページ等による村民及び事業者への普及・啓発を継続して行います。また、村民、事業者、警察機関、近隣自治体や道などと情報交換を行いながら、連携して監視を行い、不法投棄の未然防止に努めます。

2. 災害廃棄物への対応

地震等の災害時に発生するごみ・し尿等の廃棄物については、本村が策定した「猿払村地域防災計画」に定める「廃棄物処理等計画」に基づき、猿払村防災会議に組織する住民班を中心に災害廃棄物の収集・処理を実施します。

3. 適正処理困難物の対応

本村で処理を行わない処理困難物については、販売店または処理業者による引き取り処理を徹底します。

また、医療の高度化や高齢者の増加により、家庭での在宅治療が普及し、特別管理一般廃棄物に該当しない在宅医療廃棄物(注射針、カテーテル、ガーゼ等)の増加が予想されます。本村では、在宅医療廃棄物は村で処理できないものとしており、その処理をかかりつけの病院や用具の提供を受けた病院等への引き取っていただくものとしています。

今後も、在宅医療廃棄物は本村の処理対象外とし、かかりつけの病院や用具の提供を受けた病院等への引き取っていただくよう指導していきます。

第9節 計画の推進(進行管理)

本計画を着実に推進し、実効性のあるものとするため、各種施策の進捗と目標の達成状況を定期的に確認し、実情に合わなくなった施策などは適宜見直し、改善を図っていく必要があります。その方法として、PDCAサイクル^{※8}による計画の進行管理を実践し、施策の進捗や目標の達成状況を把握し、評価、計画の改善等を行っていきます。

本計画は、概ね5年ごとに見直していく予定です。本計画の進行管理は、廃棄物減量等推進審議会等の機関を中心として進行管理体制を確立し、本計画の見直しと併せて、進捗・達成状況の把握、評価、計画の改善等を行うことを基本とします。ただし、目標の達成状況等については、必要に応じて適宜確認、評価を行うこととします。

また、計画の進捗・達成状況等については、本村の広報やホームページなどで公表します。

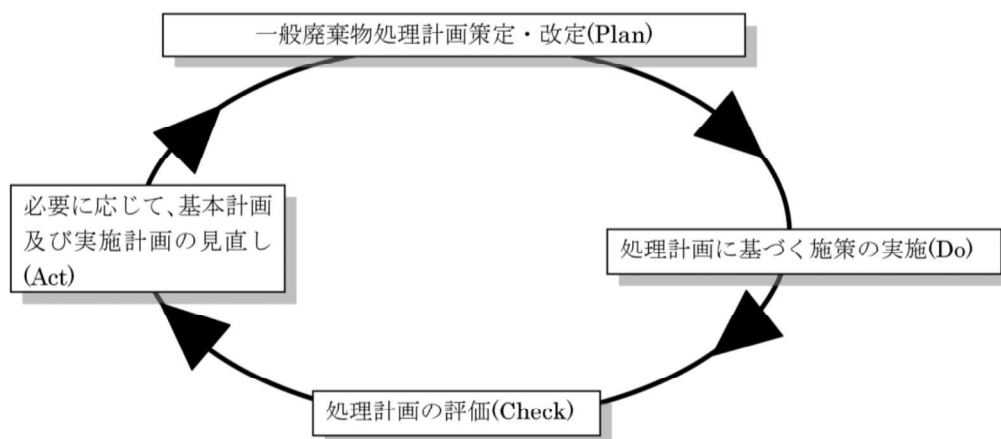


図 4-2 PDCAサイクルによる計画の進行管理

※8 PDCAサイクル：Plan(計画の策定)、Do(計画の実行)、Check(計画の確認・評価)、Action(計画の改善)の4段階を繰り返すことによって、計画を継続的に改善していく手法。